

Ⅷ 社会復帰促進等事業の事務処理

第1 概要

1 社会復帰促進等事業の趣旨

労災保険においては、労働者の業務上の事由及び通勤による災害等に対して保険給付を行うほか、労災保険の適用を受ける事業に係る労働者の福祉の増進を図るため、社会復帰促進等事業として、次の3種の事業を行っている（労災保険法第1条、第2条の2、第29条。122頁の一覧参照）。

- ① 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- ② 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
- ③ 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業

2 社会復帰促進等事業の進行管理及び申請書の審査等

(1) 相談、受付及び進行管理

社会復帰促進等事業として行われる各種の援護金等に係る相談、受付及び進行管理等についての対応は、Ⅲに準じて行うこと。

特に、従来、職権主義で行われてきたアフターケア制度に基づく健康管理手帳の交付（更新を除く。）は申請主義となったが、このことにより被災労働者が交付を受けられなかったということがないよう、交付の対象となり得る者に対しては、漏れなくその旨を説明すること。

なお、進行管理に当たっては、次のリストを活用し、局署管理者は定期的（1か月以内ごと）にその進捗状況を把握し、必要な指示を行うこと。

ア システム化されている業務

システム化されている次の業務については、申請書の即日又は翌日入力を確実に実施した上で、システムから配信される各種未処理リストを活用すること。

- ① アフターケア
- ② 特別支給金
- ③ 労災就学等援護費

ただし、③については、年金給付の受付まではシステム入力ができないため、年金給付の請求前に申請がなされた場合には、システム化されていない業務と同様にリストを作成し、これを活用すること。

また、アフターケア実施要領に定める健康管理手帳の新規交付申請については、「健康管理手帳交付申請書受付簿」に必要事項を記入すること。

イ システム化されていない業務

システム化されていない次の業務については、事務処理の流れを把握できるリストを作成し、これを活用すること。

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ① 義肢等補装具費 | ② 外科後処置 |
| ③ 労災はり・きゅう施術 | ④ 振動障害者社会復帰援護金 |
| ⑤ 振動障害者雇用援護金 | ⑥ 振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金 |
| ⑦ 長期療養者職業復帰援護金 | ⑧ 頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護 |
| ⑨ 休業補償特別援護金 | ⑩ 労災療養援護金 |
| ⑪ 長期家族介護者援護金 | |

(2) 申請期限等

社会復帰促進等事業のうち、特別支給金、アフターケア（健康管理手帳の交付）等のように、省令、通達により申請期限が定められているものについては、当該申請期限内の申

請であるかを確認すること。

なお、申請期限が定められていないものについても、会計法第30条の規定に基づく時効の取扱いから、5年を超えて遡って支払をすることはできないこと。

3 支給・不支給決定等の処分性

(1) 支給・不支給決定等の処分性

社会復帰促進等事業に係る支給・不支給決定等のうち、次に掲げるものについては、処分性があるものとして取り扱うこと（平成22.12.27基発1227第1号）。

したがって、これらの支給・不支給決定等については、抗告訴訟の対象となるものであること。

- ① 労災就学等援護費の支給又は不支給
- ② 義肢等補装具費の支給の承認又は不承認
- ③ 外科後処置の承認又は不承認
- ④ アフターケア（健康管理手帳の交付又は不交付、通院費の支給又は不支給）
- ⑤ 労災はり・きゅう施術の承認又は不承認

(2) 標準処理期間

社会復帰促進等事業のうち、処分性があるとされた(1)の支給・不支給決定等の標準処理期間は、1か月であること。

(3) 不服申立て

処分性があるとされた(1)の支給・不支給決定等については、行政不服審査法に基づく不服申立てができること。

この場合、当該不服申立ては、労働者災害補償保険審査官ではなく、上級庁である行政庁に対して行うものであること。

社会復帰促進等事業（労災保険法第 29 条）一覧

- (1) 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業（労災保険法第 29 条第 1 項第 1 号）
 - ① 労災病院（看護専門学校を含む。）、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの設置、運営
 - ② 労災委託病棟の設置
 - ③ 労災リハビリテーション作業所の設置、運営
 - ④ 外科後処置
 - ⑤ 義肢等補装具の購入又は修理に要した費用の支給
 - ⑥ 社会復帰指導員の配置
 - ⑦ 振動障害者社会復帰援護金の支給
 - ⑧ 長期療養者職業復帰援護金の支給
 - ⑨ 特定傷病治癒者に対するアフターケア
 - ⑩ 労災はり・きゅう施術特別援護措置
 - ⑪ 振動障害者雇用援護金
 - ⑫ 振動障害者職業復帰促進事業特別報奨金
 - i 転換援護金
 - ii 訓練、講習等経費
 - iii 指導員経費
 - ⑬ 頭頸部外傷症候群に対する職能回復援護
- (2) 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸し付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業（労災保険法第 29 条第 1 項第 2 号）
 - ① 特別支給金の支給
 - ② 労災就学等援護費の支給
 - ③ 休業補償特別援護金の支給
 - ④ 炭鉱災害による一酸化炭素中毒に対する介護料の支給
 - ⑤ 労災療養援護金の支給
 - ⑥ 年金担保資金の貸付け
 - ⑦ 納骨堂の設置、運営
 - ⑧ 労災特別介護施設の設置、運営
 - ⑨ 労災ホームヘルプサービス事業
 - ⑩ 長期家族介護者援護金
- (3) 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業（労災保険法第 29 条第 1 項第 3 号）
 - ① 労働災害防止対策の実施
 - ② 災害防止団体に対する補助
 - ③ 健康診断センターの設置、運営
 - ④ 未払賃金の立替払事業の実施
 - ⑤ 勤労者財産形成促進制度の助成

第2 労災就学等援護費（労災就学援護費及び労災就労保育援護費）

1 支給決定

(1) 支給要件の確認

署長は、受給権者から労災就学等援護費支給・変更申請書（様式第1号）及び必要な書類が提出されたときは、その内容を審査し、次の支給要件に該当するか確認すること。

また、申請書等に不備があるときは、補正を求めること。

ア 受給権者の確認

援護費の支給を受けることのできる受給権者は、次の①・②のいずれも満たす者であること。

① 年金給付基礎日額が16,000円以下の者

ただし、いったん就学等援護費の受給権者に該当したことがある者については、その後スライド率の改定で年金給付基礎日額が16,000円を超えるに至っても、受給権者から除外されることはない。

② 学資等の支弁が困難と認められる者又は保育に係る費用の援護が必要であると認められる者であって、次の支給要件を満たすもの

遺族（補償）年金	全ての受給権者
障害（補償）年金	障害等級第1級から第3級に該当する者
傷病（補償）年金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病等級第1級及び第2級に該当する者 ○ 傷病等級第3級第1号、第2号及び第6号以外に該当する者 ○ 傷病等級第3級第1号、第2号及び第6号に該当する者のうち、治癒した場合障害等級第1級から第3級に該当すると見込まれる者

なお、遺族（補償）年金の受給権者が転給によって変わったときは、新たに申請書の提出を求めることとしているが、転給後の支給要件の内容について変更がなく、かつ申請人の名義のみの変更の場合は、申請書等の提出を省略して差し支えないこと（昭和45.10.27基発第774号、昭和46.2.6基発第99号）。

また、既に援護費の支給を受けている障害（補償）年金の受給権者が再発により傷病（補償）年金の決定を受け、引き続き援護費の支給を受けようとする場合は、支給要件の内容に変更がない限り、申請書の提出を省略して差し支えない。傷病（補償）年金から障害（補償）年金（第1級～第3級）へ移行する場合も同様とすること。

イ 支給対象者（在学者等）の確認

援護費の支給対象者は、次の支給要件を満たすものであること。

支給対象となる要件	確認方法
<p>① 年金の受給権者（傷病（補償）年金を除く）又は被災労働者の子であること。 ただし、死亡労働者の子（労働者の死亡当時、胎児であった子を含む）については、当該労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していたものであること。</p>	<p>ア 被災労働者との身分関係を証明する戸籍謄本（又は抄本）により確認すること。ただし、年金の受給資格者については、確認する必要はない。 イ 死亡労働者の子については、死亡労働者との生計維持関係を証明する資料により確認すること。ただし、年金の受給資格者については、確認する必要はない。</p>
<p>② 学校教育法第1条に定める学校（幼稚園を除く）及び同法第124条に定める専修学校（一般課程の進学塾、予備校を除く）に在学する者又は職業能力開発促進法第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校において所定の訓練を受けるものであること。</p>	<p>在学証明書又は在校証明書により確認すること。在学証明書によって判断できない者については、都道府県教育主務課、職業能力開発主管課又は専修学校連合会の各支部に照会して確認すること。</p>

③ 年金の受給権者と生計を同じくしている者であること。	年金の受給者との同一生計関係を証明する資料により確認すること。ただし、年金受給資格者については確認する必要がない。
-----------------------------	---

(2) 支給決定の内容

署長は、申請書等を審査した結果、支給要件に該当し援護費を支給すべきものと認めたときは、次のとおり支給決定を行うこと。

ア 支給額

(7) 労災就学援護費

学校教育法第1条に定める学校（幼稚園を除く。）及び同法第124条に定める専修学校（一般課程の進学塾及び予備校を除く。）に在学する者、職業能力開発促進法第15条の6第1項各号に掲げる施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において所定の訓練を受ける者（短期課程の者及び普通課程のうち通信の方法による者を除く。）又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校において所定の訓練を受ける者1人につき、次表に掲げる額とすること。

(4) 労災就労保育援護費

保育所、幼稚園等に預けられている要保育児1人につき、次表に掲げる額とすること。

区分	月額	備考
就労保育	12,000円	保育園、幼稚園等
小学校	12,000円	特別支援学校の小学部を含む。
中学校	16,000円（通信制課程に在学する者にあつては、13,000円）	特別支援学校の中学部を含む。 中等教育学校の前期課程を含む。
高等学校	16,000円（通信制課程に在学する者にあつては、13,000円）	以下を受ける者も含む。 ・高等専門学校第1学年～第3学年 ・特別支援学校の高等部 ・中等教育学校の後期課程 ・専修学校の高等課程もしくは一般課程 ・公共職業能力開発施設において中学校卒業若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通職業訓練 ・第一類の専修訓練課程の普通職業訓練
大学	39,000円（通信制課程に在学する者にあつては、30,000円）	以下を受ける者も含む。 ・高等専門学校第4学年、第5学年、専攻科若しくは専修学校の専門課程 ・公共職業能力開発施設において普通職業訓練（高等学校区分を受ける者を除く） ・高度職業訓練 ・職業能力開発総合大学校において長期課程の指導員訓練

イ 支給期間

(7) 支給開始年月

a 平成20年4月1日以降に支給事由が生じたもの

(1)のイに掲げる者に該当するに至った月の属する月（労災就学援護費を支給すべき事由が生じた月が遺族（補償）年金、障害（補償）年金又は傷病補償年金を支給すべき事由の発生した月であるときは、その翌月）とすること。

b 平成20年4月1日より前に支給事由が発生したもの

申請書が提出された日の属する月（労災就学援護費を支給すべき事由が生じた月が遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金を支給すべき事由の発生した月であるときは、その翌月）とすること。

- (イ) 支給終了予定年月
 - a 労災就学援護費
在学者等が、当該学校の通常の修業年限を終了する年月とすること（昭和 45. 10. 27 基発 774 号参照）。
 - b 労災就労保育援護費
要保育児の小学校入学予定の年の 3 月とすること。
ただし、新規申請時に満 6 歳以上、満 18 歳未満の未就学の児童にあつては、申請年度の 3 月とすること。

ウ 支給決定決議

援護費の支給決定決議は、申請書の OCR 入力により出力される決議書を用いて行うこと。

エ 支給・不支給決定の通知

署長は、援護費の支給又は不支給の決定を行ったときは、労災就学等援護費支給・不支給・変更通知書（様式第 2 号）を用いて申請者に通知すること。なお、申請書の提出を省略させた場合は、申請者に対する通知は省略して差し支えないこと（昭和 48. 6. 13 基発第 332 号）。

また、決定を行う際は、その相手方に対し、様式第 2 号をもって、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起ができる旨の教示を行うこと。

2 変更（又は不支給）決定

(1) 変更（又は不支給）事由の確認

ア 申請書等による処理

署長は、申請者より援護費の額の変更に係る申請書等が提出されたときは、次の事項について確認を行い、変更又は不支給の決定を行うこと。

この場合、その申請者に対して引き続き援護費が支給されるものであるとき（他に援護費の対象となる在学者等がある場合を含む。）は変更決定を、援護費が支給されなくなるものであるときは不支給決定を行うこと。

- ① 在学者等が増加した場合は、当該在学者等について支給要件に該当するかどうか、支給要件に該当する場合は、その事由発生の時期。
 - ② 在学者等が次のいずれかに該当するに至った場合は、その事実及び事由発生の時期。
 - i 死亡したとき。
 - ii 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）したとき。
 - iii 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。
 - iv 離縁によって被災労働者との親族関係が終了したとき。
 - v 援護費の支給を受けている者（受給権者）との同一の生計関係を解消したとき。
 - vi 退学等したとき。
 - vii 就労保育援護費の支給を受けている者で就労者との同一生計関係を解消したとき。
 - viii 就労保育援護費の支給を受けている者で就労していた者が就労しなくなったとき。
- ※ ii、iii及びivについては、障害（補償）年金の受給権者自身が在学者である場合は除く。

イ 署長の職権による処理

(7) 定期報告書による処理

署長は、毎年 6 月に、申請者から、労災就学等援護費支給対象者の定期報告書（様式第 3 号）が提出されたときは、次のいずれかに該当するか確認を行い、該当する場合は職権による変更（又は不支給）決定を行うこと。

- ① 在学者等が引き続き支給額の区分を異にする上級学校へ進学したとき（就労保育援護費を受けていたものが小学校へ入学した場合及び高等専門学校第 3 学年から第 4 学年へ進級した場合を含む。）。
- ② 在学者等が引き続き支給額の区分が同じである他の学校へ進学したとき（例えば、

短期大学から大学へ進学したとき。)

③ 在学者等がアの(イ)の事由により支給要件を喪失したとき。

(イ) その他職権による処理

署長は、(ア)による変更(又は不支給)決定を行うほか、次のいずれかに該当することを確認したときは、職権により変更(又は不支給)決定を行う。

- ① 傷病(補償)年金、障害(補償)年金又は遺族(補償)年金の基本権が消滅したとき。
- ② 障害(補償)年金受給権者の障害等級が第4級～第7級に変更されたとき。
- ③ 在学者等である遺族(補償)年金の受給権者(死亡労働者の子を除く。)が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより失権したとき。
なお、在学者等である遺族(補償)年金の受給資格者(受給権者を含む)が死亡労働者の子である場合には、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより年金受給権を失権又は失格しても、他にその在学者等と同一生計にある受給権者がいる場合には、引き続き援護費の支給対象者となる。
- ④ 学資等の支弁が困難でなくなったとき。
- ⑤ 保育に係る費用の援護の必要がなくなったとき。
- ⑥ その他変更(又は不支給)の事実を確認したとき。

(2) 変更決定等の内容

ア 在学者等が支給額の区分を異にする上級学校へ引き続き進学したときは、その区分に応じた支給額に変更すること。

イ 変更事由発生の月は次のとおりとすること。

- ① 在学者等が増加したときは、支給すべき事由が生じた月とする。
- ② 在学者等が減少したときは、その事実の発生した月とする。
- ③ 在学者等が引き続き上級学校へ進学したときは、その年の4月とする。

(3) 変更決定等決議

ア 申請書による変更決定等決議は、申請書のOCR入力により出力される決議書を用いて行うこと。

イ 定期報告書による変更決定等決議は、同報告書入力帳票のOCR入力により出力される決議書を用いて行うこと。

ウ その他署長の職権による変更決定等決議は、変更帳票のOCR入力により出力される決議書を用いて行うこと。

(4) 変更決定等の通知

ア 申請書が提出されたものについては、1の(2)のエと同様に支給(又は不支給)決定通知を行うこと。また、決定の際は、その相手方に対し、様式第2号をもって、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起ができる旨の教示を行うこと。

イ 署長が定期報告書により変更決定したときは、受給権者への通知は要しないこと。

ただし、在学者等が進学した場合において、その学校が支給要件に該当しないものであるために不支給決定したときは、不支給決定通知書を準用して通知を行うこと。

ウ その他署長が職権による変更(又は不支給)決定等をしたときは、不支給決定通知書を準用して通知を行うこと。

(5) 支給の中断・復帰

ア 在学者等が次のいずれかに該当するに至った場合は、当該在学者等にかかる援護費の支給を中断すること。

- ① 休学又は停学のため学校に出席しないとき。
- ② 留年又は落第により原級に留っているとき。
- ③ 就労保育援護費の支給を受けている者で、就労していた者が就労しなくなったとき。

- ④ 援護費の支給を受けている者（受給権者）との同一生計関係を解消したとき。
- イ 在学者等が次のいずれかに該当するに至った場合は、当該在学者にかかる援護費の支給を復帰すること。
 - ① 支給中断中の者が復学等したとき。
 - ② 不就労により支給中断中の者が再就労したとき。
 - ③ 受給権者と同一生計関係に復帰したとき。

(6) 支払差止め

- ア 署長は、受給権者の所在が不明であるとき又は受給権者が定期報告書を正当な理由がなく期限内に提出しないときは、支払差止めの決定を行うこと。
- イ 署長は、支払差止め中の受給権者の所在が判明したとき又は定期報告書が提出されたときは、支払差止めの解除決定を行うこと。
- ウ 支払差止め又は支払差止め解除の決定決議は、変更帳票のOCR入力により出力される決議書を用いて行うこと。

第3 義肢等補装具費

1 承認の決定

(1) 申請手続等

- ア 義肢等補装具の購入又は修理に要する費用の支給を受けようとする者は、義肢等補装具購入・修理費用支給申請書（様式第1号(1)）を所轄局長に提出することとなるので、記載内容に誤りがないか確認すること。

なお、片側上肢切断者に係る筋電電動義手の購入費用の支給申請のうち、就労条件を要件とするものにあつては、申請書に就労状況等に関する申立書（様式第1号(2)）の添付を求めること。また、介助用リフターの購入又は修理に要する費用の支給申請にあつては、申請書に介護人等の状況報告書（様式第1号(3)）の添付を求めること。

- イ 申請者の障害については、社会復帰促進等事業原票又は労災行政情報管理システム等により確認を行うこと。

なお、原票等により確認できない場合は、申請者の居住地の市町村が設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。）等に照会し、確認を行うこと。

(2) 承認の要件

ア 支給基準

- (7) 購入費用を支給する対象者及び範囲は、「義肢等補装具費支給要綱」別表1に定めるところによること。同別表で定める「障害（補償）給付を受けると見込まれる者」とは、障害（補償）給付の請求から支給決定まで相当期間を要する場合において、当該請求の時点で義肢等補装具の支給要件を満たすことが明らかである者をいうこと。

また、次の者は、同別表において、「障害（補償）給付を受けた者」とみなして取り扱ふとされていること。

- ① 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和35年法律第29号）の規定による改正前の労災保険法の規定による打切補償費を受けた者で、傷病が治ゆし、義肢等補装具を必要とする程度の障害を残した者
- ② 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）の規定による改正前の労災保険法の障害補償費等の支給を受けた者
- ③ 時効により障害（補償）給付の支給を受けることができない者
- ④ 労災保険法に規定する第三者行為災害について損害賠償を受けたため、障害（補償）給付を受けることができない者

- (4) 所轄局長は、要綱に定める耐用年数を経過する前に使用不能となった義肢等補装具を有する者から、義肢等補装具の購入に要する費用の支給申請があつた場合、申請者の職業、作業態様、日常の使用状況、障害の状態等を勘案の上、通常の使用状態においてき

損し（本人の故意による事故によって生じた場合を除く。）、修理不能となったものと認められるものに限って購入費用を支給できること。

「修理不能」とは、修理により義肢等補装具の本来の機能を復元することができない場合をいう。

また、修理不能に該当しない義肢等補装具であっても、当該義肢等補装具の修理に要する費用が、支給基準に定める価格を超えるものと認められる場合は、当該義肢等補装具の購入費用を支給して差し支えない。

なお、「義肢」、「上肢装具及び下肢装具」、「盲人安全つえ」、「義眼」、「車椅子」及び「歩行補助つえ」について、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、修理不能又は使用不能となったときは、当該義肢等補装具（以下「旧使用の義肢等補装具」という。）が社会復帰促進等事業として購入費用を支給された義肢等補装具であるか否かは問わず新たに購入費用を支給すること。

おって、旧使用の義肢等補装具が社会復帰促進等事業により購入費用を支給されたものでない場合には、上記の事由により購入費用を支給した義肢等補装具が、その後耐用年数を超えたときであっても、新たに社会復帰促進等事業により義肢等補装具の購入費用の支給は行わないこと。

イ 修理基準

(ア) 義肢等補装具の修理に要した費用（以下「修理費用」という。）を支給できる種目は、次のとおりであること。

- ① 義肢
- ①-2 筋電電動義手
- ② 上肢装具及び下肢装具
- ③ 体幹装具
- ④ 座位保持装置
- ⑤ 盲人安全つえ
- ⑥ 眼鏡（コンタクトレンズを除く）
- ⑦ 補聴器
- ⑧ 人工喉頭
- ⑨ 車椅子
- ⑩ 電動車椅子
- ⑪ 歩行車
- ⑫ 収尿器
- ⑬ 歩行補助つえ
- ⑭ 介助用リフター
- ⑮ フローテーションパッド
- ⑯ 重度障害者用意思伝達装置

(イ) 修理費用は、社会復帰促進等事業として購入費用が支給された義肢等補装具が、通常の使用状態においてき損した場合又は経年により劣化した場合等に支給すること。

ただし、次に掲げる場合は、修理費用を支給しない。

- ① 本人の故意による事故によって生じたき損の場合
- ② 修理により義肢等補装具の本来の機能を復元することができない場合

(3) 承認

所轄局長は、申請者が(2)のアの支給基準又はイの修理基準の要件を満たすものであると認めるときは、その旨を義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書（様式第2号(1)）を用いて申請者に通知すること。

この場合、筋電電動義手については、装着訓練及び適合判定等の結果に基づき、また、症状照会が必要な義肢等補装具については、症状照会の結果に基づき、支給基準又は修理基準の要件を満たすものか判断すること。

なお、症状照会が必要な義肢等補装具については、申請者に対し、当該義肢等補装具に係る義肢等補装具購入・修理費用支給承認書を交付する際に、併せて、症状照会に対する

回答書（様式第 18 号(1)～(4)）を添付するとされていることに留意すること。

2 不承認

申請者が 1 の(2)のアの支給基準又はイの修理基準の要件を満たさないと認めるときは、その旨を義肢等補装具購入・修理費用不承認決定通知書（様式第 2 号(2)）を用いて申請者に通知すること。

第 4 外科後処置

1 承認の決定

(1) 申請手続

外科後処置を受けようとする者は、外科後処置申請書（様式第 1 号）に診査表（様式第 2 号）を添付の上、事業場の所在地を管轄する署長を経由して、所轄局長に申請することとなるので、記載内容に誤りがないか確認すること。

(2) 承認の要件（外科後処置の対象者）

外科後処置は、労災保険法による障害補償給付（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和 40 年法律 130 号）第 3 条の規定による改正前の労災保険法の規定による障害補償費及び障害給付を含む。）又は障害給付（以下この項において「障害（補償）給付」という。）の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害（補償）給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのあるものに対して、外科後処置実施要綱に基づき行うこと。

(3) 承認の通知

申請者が承認の要件を満たすものであると認めるときは、その旨を外科後処置承認決定通知書（様式第 3 号(1)）を用いて申請者に通知すること。

2 不承認

申請者が承認の要件を満たさないと認めるときは、その旨を外科後処置不承認決定通知書（様式第 3 号(2)）を用いて申請者に通知すること。

第 5 アフターケア

1 健康管理手帳の交付の決定

(1) 申請手続（初回）

手帳の交付を受けようとする者は、健康管理手帳交付申請書（様式第 2 号）を所轄局長に提出することとなるので、記載内容に誤りがないか確認すること。

手帳の交付の申請は、治ゆ日の翌日から起算して、傷病別アフターケア実施要綱（以下「傷病別実施要綱」という。）に定める各健康管理手帳の新規交付の有効期間内に行わなければならないこと。

ただし、傷病別実施要綱において、診察の実施期間に限度が定められていない対象傷病については、申請期間を経過した後であっても、後遺症状に動揺をきたす場合等によりアフターケアを希望する場合には、随時申請を行うことができること。

(2) 交付の要件（アフターケアの対象者）

ア アフターケアの対象傷病は、次のとおりであること。

- ① せき髄損傷
- ② 頭頸部外傷症候群等（頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害、腰痛）
- ③ 尿路系障害
- ④ 慢性肝炎
- ⑤ 白内障等の眼疾患

- ⑥ 振動障害
- ⑦ 大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折
- ⑧ 人工関節・人工骨頭置換
- ⑨ 慢性化膿性骨髄炎
- ⑩ 虚血性心疾患等
- ⑪ 尿路系腫瘍
- ⑫ 脳の器質性障害
- ⑬ 外傷による末梢神経損傷
- ⑭ 熱傷
- ⑮ サリン中毒
- ⑯ 精神障害
- ⑰ 循環器障害
- ⑱ 呼吸機能障害
- ⑲ 消化器障害
- ⑳ 炭鉱災害による一酸化炭素中毒

イ アフターケアの対象者は、傷病別実施要綱に定めるところによること。

なお、傷病別実施要綱に定める「労働者災害補償保険法による障害（補償）給付を受けることが見込まれる者」とは、障害（補償）給付の請求から支給決定までにかかなりの期間を要すると見込まれる場合であって、主治医等の診断書、エックス線写真等により、アフターケアの支給要件を満たす障害等級に該当することが明らかであると認められる者をいうこと。

(3) 交付の通知

申請者が交付の要件を満たすものであると認めるときは、その旨を健康管理手帳の（新規）交付・更新申請に係る交付・不交付決定通知書（様式第4号）を用いて申請者に通知すること。

2 不交付

申請者が交付の要件を満たさないと認めるときは、その旨を健康管理手帳の（新規）交付・更新申請に係る交付・不交付決定通知書（様式第4号）を用いて申請者に通知すること。

第6 労災はり・きゅう施術

1 承認の決定

(1) 申請手続

労災はり・きゅう施術を受けようとする者は、労災はり・きゅう施術特別援護措置申請書（様式第2号）を、所轄署長を経由して所轄局長に提出することとなるので、記載内容に誤りがないか確認すること。

ただし、療養（補償）給付としてははり・きゅう施術を受けたことがない者にあつては、労災はり・きゅう施術特別援護措置申請書に、主治医の労災はり・きゅう施術特別援護措置診断書（様式第3号）を添付するよう求めること。

(2) 承認の要件（対象者）

労災はり・きゅう施術は、業務災害又は通勤災害により頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、腰痛、振動障害等により患し、労災保険法による障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者（傷病が治癒した者に限る。）であつて、はり・きゅう施術を必要とするものに対して、労災はり・きゅう施術特別援護措置要綱に基づき行うこと。

(3) 承認の通知

申請者が承認の要件を満たすものであると認めるときは、その旨を労災はり・きゅう施術特別援護措置承認決定通知書（様式第4号(1)）を用いて申請者に通知すること。

2 不承認

申請者が承認の要件を満たさないと認めるときは、その旨を労災はり・きゅう施術特別援護措置不承認決定通知書（様式第4号(2)）を用いて申請者に通知すること。

第7 特別支給金

1 特別支給金の内容

特別支給金は、保険給付の受給権者に対して、その者が受ける保険給付に付加して支給されるものである。

特別支給金の種類としては、①休業特別支給金、②障害特別支給金、③遺族特別支給金、④傷病特別支給金、⑤障害特別年金、⑥障害特別一時金、⑦遺族特別年金、⑧遺族特別一時金、⑨傷病特別年金があり、このうち、⑤から⑨までが賞与等の特別給与を算定の基礎とする特別支給金である。

このほか、障害（補償）年金の受給権者の死亡の際に支給される障害（補償）年金差額一時金の受給権者に対して支給される⑩障害特別年金差額一時金、傷病（補償）年金の額及び傷病特別年金の額の合計額が年金給付基礎日額の292日分に満たない場合に支給される⑪傷病差額特別支給金がある。

2 特別支給金の支給・不支給決定

(1) 支給・不支給決定の審査

特別支給金についての申請は、原則として保険給付の請求と同時に行われるので、特別支給金の支給決定に係る審査は、保険給付に係る支給・不支給決定の審査に準じて行うこと。

また、第三者行為災害等であって特別支給金のみの申請については、申請書の記載事項、添付書類、実地調査の結果等を踏まえ申請内容の審査を行うこと。

(2) 支給・不支給決定及び通知

ア 審査の結果、特別支給金を支給又は不支給とすべきものと認めるときは、保険給付に係る決議書を用いて、保険給付に係る決議と同時に決議を行うこと。

イ 特別支給金について支給又は不支給の決定を行ったときは、保険給付に係る通知に特別支給金の支給又は不支給が表示されたものを、申請人に通知すること。

なお、特別支給金のみの申請については、特別支給金のみについて通知すること。

(3) 変更（又は不支給）決定等

ア 届出又は職権により特別支給金について変更又は不支給事由を確認したときは、保険給付に係る決議書を用いて、保険給付に係る決議と同時に変更決定又は不支給決定を行い、その旨を申請人に通知すること。

イ 支払差止め及び差止解除についても事実を確認の上決定を行い、その旨を申請人に通知すること。

3 休業特別支給金

(1) 支給事由

休業特別支給金は、労働者が、業務上の事由又は通勤による傷病に係る療養のため、労働することができないために賃金を受けない日（以下「休業日」という。）の第4日目（休業日が継続しているか断続しているかを問わない。）から支給される（特別支給金規則第3条第1項）。

したがって、労働者が事業場から平均賃金の60%以上の賃金を受けている場合には、休業特別支給金は支給されない。

また、休業特別支給金は、傷病（補償）年金の受給権者には支給されない（特別支給金規則第3条第1項）。

(2) 支給額

休業特別支給金の額は、1日につき給付基礎日額（スライド制及び年齢階層別最低・最高限度額が適用される。）の20%に相当する額である（特別支給金規則第3条第1項）。

(3) 支給申請

休業特別支給金についての申請は、原則として休業（補償）給付の請求と同時に行わなければならない。支給の対象となる日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない（特別支給金規則第3条第6項）。

なお、休業特別支給金支給申請書は、休業（補償）給付支給請求書と一葉の様式（告示様式第8号又は告示様式第16号6）となっている。

ただし、第三者行為災害であって、自賠責保険等（民事上の損害賠償を含む。以下同じ。）を先行して請求し、労災保険の保険給付に相当する額が自賠責保険等で支払われたものについては、特別支給金のみの支給申請を行うことができる。

4 障害特別支給金

(1) 支給事由及び支給額

障害特別支給金は、労働者の傷病が治癒したとき身体に障害が残った場合に、その障害の該当する障害等級に応じて次の額を支給する（特別支給金規則第4条第1項、別表第1）。

障害等級	支給額	障害等級	支給額
第1級	342万円	第8級	65万円
第2級	320万円	第9級	50万円
第3級	300万円	第10級	39万円
第4級	264万円	第11級	29万円
第5級	225万円	第12級	20万円
第6級	192万円	第13級	14万円
第7級	159万円	第14級	8万円

(2) 併合繰上げの場合

障害が2以上あり、その障害等級が労災則第14条第3項本文の規定（併合の規定）により繰り上げられた場合においては、当該繰り上げられた障害等級に応ずる障害特別支給金となる。

ただし、各々の障害の該当する障害等級に応ずる障害特別支給金の合算額が、当該繰り上げられた障害等級に応ずる障害特別支給金の額に満たないときは、障害特別支給金の額は、各々の障害の該当する障害等級に応ずる障害特別支給金の合算額による（特別支給金規則第4条第1項）。

なお、準用の場合は、準用前の等級の合算額を考慮する必要はなく、当該準用等級に係る障害特別支給金を支給すること。

例 残存障害 13級（特支金：14万円）+12級（特支金：20万円）=34万円・・・①
併合 11級（特支金：29万円）・・・②
②<① → ②が支給する特別支給金

例 残存障害 13級（特支金：14万円）+9級（特支金：50万円）=64万円・・・①
併合 8級（特支金：65万円）・・・②
②>① → ①が支給する特別支給金

(3) 加重障害等の場合

既に身体障害のあった者が、業務上の事由又は通勤による傷病により同一の部位について障害の程度を加重した場合における当該事由に係る障害特別支給金の額は、(2)にかかわ

らず、現在の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害特別支給金の額から、既にあった身体障害の該当する障害等級に応ずる障害特別支給金の額を差し引いた額である（特別支給金規則第4条第2項）。

なお、傷病が再発して治った場合については、加重の取扱いに準じて、再治ゆ後の障害の障害等級に対応する障害特別支給金の額から再発前の障害等級に対応する特別支給金の額を差し引いた額を支給すること。

ただし、特別支給金規則適用前（昭和49.11.1）における障害（補償）給付の受給者の傷病が再発し、治ゆした場合の取扱いについては、再発前の障害等級を差し引くことなく、再治ゆ後の障害の障害等級に対応する障害特別支給金の額を支給すること。

(4) 傷病特別支給金との調整

ア 治ゆ時の取扱いの原則

傷病特別支給金を受給した労働者の当該傷病が治ゆし、障害特別支給金を受けることとなった場合については、障害特別支給金の支給事由が生じたときの障害等級に応ずる障害特別支給金の額が、既に受けた傷病特別支給金に係る傷病等級に応ずる傷病特別支給金の額を超えるときに限り、その差額に相当する額の障害特別支給金を支給すること。

例1 傷病等級3級（傷病特別支給金 100万円）・・・①
↓
治ゆ 障害等級3級（障害特別支給金 300万円）・・・②
↓
②>① → 障害特別支給金を200万支給（300万円－100万円）

例2 傷病等級3級（傷病特別支給金 100万円）・・・①
↓
治ゆ 障害等級8級（障害特別支給金 65万円）・・・②
↓
②<① → 障害特別支給金は不支給

イ 加重等の場合の特例

既に身体障害があった者が、業務上の事由又は通勤による傷病により傷病特別支給金を受けた（傷病特別支給金の額自体は既存障害に影響されず、支給事由に該当した時点での障害の状態に応じた額が支給される。）後に当該傷病が治ゆし、障害特別支給金を受けることとなった場合においては、(3)の方法により算定される障害特別支給金の額が、既に受けた傷病特別支給金に係る傷病等級に応ずる傷病特別支給金の額を超えるときに限り、その差額に相当する額の障害特別支給金を支給する（特別支給金規則第4条第3項）。

例 既存障害 8級（障害特別支給金 65万円）・・・①
↓
傷病等級 3級（傷病特別支給金 100万円）・・・②
↓
治ゆ 障害等級3級（障害特別支給金 300万円）・・・③
↓
加重分の障害特別支給金 300万円－65万円＝235万円・④
↓
④>② → 障害特別支給金135万支給（235万円－100万円）

(5) 支給申請

障害特別支給金の申請は、原則として障害（補償）給付の請求と同時に行わなければならないが、傷病が治ゆした日（障害（補償）年金又は障害（補償）一時金の受給権者となった

日)の翌日から起算して5年以内に行わなければならない(特別支給金規則第4条第8項)。

なお、障害特別支給金支給申請書は、障害(補償)給付支給請求書と一葉の様式(告示様式第10号又は第16号の7)になっている。

ただし、第三者行為災害であって、自賠責保険等を先行して請求し、労災保険の保険給付に相当する額が自賠責保険等で支払われたものについては、特別支給金のみの支給申請を行うことができる。この場合には、傷病が治ったこと及び治った日並びに治ったときにおける障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書を、また、必要に応じて、その治ったときにおける障害の状態の立証に関するエックス線写真その他の資料を、申請書に添付するよう求めること。

5 遺族特別支給金

(1) 支給事由及び支給額

遺族特別支給金は、業務上の事由又は通勤により労働者が死亡した場合に、当該労働者の遺族に対して、300万円(遺族特別支給金の支給を受ける遺族が2人以上いる場合には、300万円をその人数で除して得た額)が支給される(特別支給金規則第5条第1項、第3項)。

(2) 受給資格

遺族特別支給金の支給を受けることができる遺族は、労働者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であり、これらの遺族の遺族特別支給金の支給を受けるべき順位は、遺族(補償)給付に準じて取り扱う(特別支給金規則第5条第2項)。

(3) 支給申請

遺族特別支給金の申請は、原則として遺族(補償)年金又は遺族(補償)一時金の請求と同時にしなければならないが、死亡の日(遺族(補償)年金または遺族(補償)一時金の受給権者となった日)の翌日から起算して5年以内に行わなければならない(特別支給金規則第5条第8項)。

なお、遺族特別支給金支給申請書は、遺族(補償)年金支給請求書又は遺族(補償)一時金支給請求書と一葉の様式(告示様式第12号又は第15号、告示様式第16号の8又は第16号の9)になっている。

ただし、第三者行為災害であって、自賠責保険等を先行して請求し、労災保険の保険給付に相当する額が自賠責保険等で支払われたものについては、特別支給金のみの支給申請を行うことができる。この場合には、同一の事由により遺族(補償)給付の支給を請求することとした場合に請求書に添付することが必要な書類その他の資料を、申請書に添付するよう求めること。

(4) 死亡の推定等

死亡の推定に関する労災保険法第10条の規定並びに遺族(補償)年金の請求及び受領についての代表者の選任等に関する労災規則第15条の5又は第18条の9の規定は、遺族特別支給金を支給する場合においても準用される(特別支給金規則第5条第9項)。

6 傷病特別支給金

(1) 支給事由及び支給額

傷病特別支給金は、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6か月を経過した日において次のいずれにも該当するとき、又は同日後次のいずれにも該当することとなったときにその傷病等級に応じて次の額を支給する(特別支給金規則第5条の2第1項)。

① 当該負傷又は疾病が治っていないこと。

② 当該負傷又は疾病による障害の程度が傷病等級に該当すること。

傷病等級	支給額
第1級	114万円
第2級	107万円
第3級	100万円

(2) 支給申請

傷病（補償）年金の支給の決定を受けた者は、当分の間、特別支給金規則第5条の2の第2項の申請書の提出を行ったものとして取り扱って差し支えないこと。

なお、規定としては、傷病特別支給金の申請は、支給の対象となる日（傷病（補償）年金の受給権者となった日）の翌日から起算して5年以内に行わなければならないとされている。（特別支給金規則第5条の2第3項）

(3) 再治ゆの場合の取扱い

当初傷病特別支給金の支給要件に該当せず、傷病特別支給金を受けなかった労働者の当該傷病が、いったん治ゆして障害特別支給金を受給した後に再発した場合において、傷病特別支給金の支給要件に該当することとなったときは、当該該当することとなった時点における傷病等級に応ずる傷病特別支給金の額から、当該障害特別支給金に係る障害等級に応ずる障害特別支給金の額を差し引いた額を支給すること。

ただし、差額が生じないときは支給されない。

また、傷病特別支給金を受けた労働者の当該傷病が治ゆした後に再発した場合、再発後における傷病等級が傷病特別支給金を受けた際の傷病等級より上位の傷病等級に該当する場合であっても、新たにその差額の傷病特別支給金は支給されない。

7 特別給与を基礎とする特別支給金

(1) 特別給与

特別給与とは、労基法第12条第4項の「3か月を超える期間ごとに支払われる賃金」をいい、平均賃金の算定の基礎から除外されているものである。

なお、同じく平均賃金の算定基礎から除外されている同条同項の「臨時に支払われた賃金」（臨時的、突発的事由に基づいて支払われたもの及び結婚手当等支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、非常にまれに発生するもの）は、この特別給与には含まれない。

(2) 算定基礎年額及び算定基礎日額（特別支給金規則第6条、第6条の2）

ア 算定基礎年額は、原則として、被災日以前1年間（雇入後1年に満たない者については雇入後の期間）に被災労働者が受けた特別給与の総額をいう。

ただし、特別給与の総額を算定基礎年額とすることが適当でない認められる次のような場合には、それぞれに示した特別の方法で算定基礎年額を決定すること。

(ア) 雇入後の期間が、その事業における同種の労働者に対し被災日以前1年間に支払われる特別給与の算定の基礎となる期間（以下「特別給与の算定基礎期間」という。）

の全期間に満たないために、被災日以前1年間に受けた特別給与の総額が、当該労働者に適用される就業規則、その事業場における同種の労働者の受ける特別給与額等から推定して、当該労働者がその事業に特別給与の算定基礎期間の全期間使用されていたと仮定した場合に被災日以前1年間に受けたであろうと推計される特別給与の総額を下回るときは、その推計される特別給与の総額。

(イ) その事業の特別給与の支給時期が臨時的な事由により例年と相違した場合には、支給時期が例年と相違しなかったならば、被災日以前1年間において受けたであろうと推計される特別給与の総額。

(ウ) 被災日以前1年間に受けた特別給与の総額が、特別給与の算定基礎期間中に30日以上労基法第12条第3項第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げる期間又は業務外の事由による傷病の療養の期間があるため、当該労働者に適用される就業規則、同種の労働者の受ける特別給与の額等から推計して、これらの期間がなかったな

らば被災日以前1年間に受けたであろうと推計される特別給与の総額を下回る場合は、その推計される特別給与の総額。

(エ) じん肺患者について、被災日以前1年間に受けた特別給与の総額が、じん肺にかかったため粉じん作業以外の作業に常時従事することとなった日以前1年間に受けた特別給与の総額を下回る場合には、粉じん作業以外の作業に常時従事することとなった日以前1年間に受けた特別給与の総額。

(オ) 診断確定日に労働者が既にその疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職している場合には、当該疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した日以前1年間（雇入後1年に満たない者については、雇入後の期間）に支払われた特別給与の総額を基礎とし、診断確定日までの賃金水準の上昇を考慮して算定した額。

なお、(ア)から(エ)までの特別の方法については、申請人からの申立て及び十分な証明があった場合にのみ行うこと。

イ アにより算定した額が、スライド制や年齢階層別最低・最高限度額が適用される労災保険法第8条の3の年金給付基礎日額（スライド制を準用する一時金の給付基礎日額を含む。）を365倍した額の20%相当額を超える場合には、当該20%相当額を算定基礎年額とする。

ウ アにより算定した額にスライド率を乗じて得た額が、年金給付基礎日額（スライド制を準用する一時金の給付基礎日額を含む。）を365倍した額の20%相当額を超える場合には、当該20%相当額をスライド率で除して得た額が算定基礎年額となる。

エ アからウによる額が150万円（スライドされた給付基礎日額が用いられる場合には、150万円をスライド率で除して得た額）を超える場合には、150万円（スライドされた給付基礎日額が用いられる場合には、150万円をスライド率で除して得た額）を算定基礎年額とする。

オ アからエにより算出した算定基礎年額を365で除して得た額を、算定基礎日額とする。

なお、算定基礎年額及び算定基礎日額に1円未満の端数が生じた場合には、これを1円に切り上げる。

(3) 障害特別年金（特別支給金規則第7条）

ア 支給事由及び支給額

障害特別年金は、労働者の傷病が治癒した後、身体に障害等級表の1級から7級までの障害が残った場合に、その障害の該当する障害等級に応じて次の額が年金として支給される（特別支給金規則第7条第1項、別表第2）。

障害等級	支給額
第 1 級	算定基礎日額の 313 日分
第 2 級	算定基礎日額の 277 日分
第 3 級	算定基礎日額の 245 日分
第 4 級	算定基礎日額の 213 日分
第 5 級	算定基礎日額の 184 日分
第 6 級	算定基礎日額の 156 日分
第 7 級	算定基礎日額の 131 日分

イ 加重障害等の場合

既に身体障害のあった者が、同一の部位について障害の程度を加重した場合における当該事由に係る障害特別年金の額は、現在の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害特別年金の額から既にあった身体障害の該当する障害等級に応ずる障害特別年金の額

(既にあった身体障害の該当する障害等級が第8級以下である場合には、その障害等級の応ずる障害特別一時金の額の25の1の額)を差し引いた額によること(特別支給金規則第7条第2項)。

なお、傷病が再発して治った場合については、障害(補償)年金の取扱いに準じて取り扱うこと。

ウ 支給申請

障害特別年金の申請は、障害(補償)年金の請求と同時に行わなければならない。この場合、傷病特別年金を受けていた者を除き、申請書(告示様式第10号又は告示様式第16号の7)の記載事項のうち、一定の事項については事業主の証明を受けなければならない。

障害特別年金の支給の申請は、傷病が治癒した日(障害(補償)年金の受給権者となった日)の翌日から起算して5年以内に行わなければならない(特別支給金規則第7条第4項、第7項)。

(4) 障害特別一時金(特別支給金規則第8条)

ア 支給事由及び支給額

障害特別一時金は、労働者の傷病が治癒した後身体に障害等級の8級から14級までの障害が残った場合に、その障害の該当する障害等級に応じて次の額が一時金として支給される(特別支給金規則第8条第1項、別表第3)。

障害等級	支給額
第8級	算定基礎日額の 503 日分
第9級	算定基礎日額の 391 日分
第10級	算定基礎日額の 302 日分
第11級	算定基礎日額の 223 日分
第12級	算定基礎日額の 156 日分
第13級	算定基礎日額の 101 日分
第14級	算定基礎日額の 56 日分

イ 併合繰上げの場合

障害が2以上あり、その障害等級が労災則第14条第3項本文の規定(併合の規定)により繰り上げられた場合において、各々の障害の該当する障害等級に応ずる障害特別一時金の額の合算額が、その繰り上げられた障害等級に応ずる障害特別一時金の額に満たないときの障害特別一時金の額は、各々の障害の該当する障害等級に応ずる障害特別一時金の額の合算額とする。

ウ 加重障害等の場合

加重障害の場合にあつては、現在の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害特別一時金の額から既にあった身体障害の該当する障害等級に応ずる障害特別一時金の額を差し引いた額とする。

なお、傷病が再発して治った場合については、障害(補償)一時金の取扱いに準じて取り扱うこと。

ただし、特別支給金規則改正(昭和52.4.1)前に治癒した障害(補償)給付の受給者の傷病が、同日以後再発し、再治癒した場合については、再治癒時の障害等級に応ずる額を支給すること。

エ 支給申請

障害特別一時金の申請は、原則として障害(補償)一時金の請求と同時に行わなけれ

ばならない。

この場合において、傷病特別年金を受けていた者を除き、申請書（告示様式第10号又は告示様式第16号の7）の記載事項のうち、一定の事項については、事業主の証明を受けなければならない（特別支給金規則第8条第2項）。

したがって、第三者行為災害の場合における損害賠償金との調整により障害（補償）一時金が支給されない者についても、障害特別一時金の支給の決定に当たっては、障害（補償）一時金の受給権者であることの確認が必要であるので、障害特別一時金の支給の申請の際には、同時に障害（補償）一時金の支給の請求を行うよう求めること（昭和52.3.30基発第192号）。

障害特別一時金の支給の申請は、傷病が治癒した日（障害（補償）一時金の受給権者となった日）の翌日から起算して5年以内に行わなければならない（特別支給金規則第8条第2項）。

(5) 障害特別年金差額一時金（特別支給金規則附則第6項）

ア 支給事由及び支給額

障害特別年金差額一時金は、障害（補償）年金差額一時金の受給権者に対して支給される。

支給額は、障害の程度に応じ次表の右欄に掲げる額（スライド制が適用される場合はスライド後の額）から、既に支払われた障害特別年金の額（労災保険法第16条の6第2項と同様の換算率を乗じて得た額）を差し引いた額とする。

障害等級	支給額
第1級	算定基礎日額の1,340日分
第2級	算定基礎日額の1,190日分
第3級	算定基礎日額の1,050日分
第4級	算定基礎日額の920日分
第5級	算定基礎日額の790日分
第6級	算定基礎日額の670日分
第7級	算定基礎日額の560日分

イ 加重障害等の場合

加重障害の場合、再発後に再治癒した場合及び自然的経過による障害の程度の変更の場合の取扱いは、障害（補償）年金差額一時金の取扱いに準ずる。

ウ 支給申請

支給申請手続については、遺族特別一時金の場合に準ずる。

エ その他

障害特別年金差額一時金についても過誤払充当の処理を行う。

また、障害特別年金差額一時金については、メリット収支率の算定基礎から除外する。

(6) 遺族特別年金（特別支給金規則第9条）

ア 支給事由及び支給額

遺族特別年金は、遺族（補償）年金の受給権者に対し、年金として支給される。なお、遺族（補償）年金の受給権者が2人以上ある場合には、その人数で除して得た額を支給する（特別支給金規則第9条第1項、第2項、別表2）。

なお、遺族特別年金は、遺族（補償）年金が受給権者の所在不明又は若年により支給停止とされている間は支給しない（特別支給金規則第13条第2項）。

遺族の人数	支給額
1人 ① ②以外の場合 ② 55歳以上の妻又は障害状態にある妻	算定基礎日額の153日分 算定基礎日額の175日分
2人	算定基礎日額の201日分
3人	算定基礎日額の223日分
4人以上	算定基礎日額の245日分

イ 支給申請等

遺族特別年金の支給の申請は、遺族（補償）年金の請求と同時にに行わなければならない。遺族（補償）年金の受給権者となった日の翌日から起算して5年以内に行わなければならない（特別支給金規則第9条第7項）。

この場合において、死亡した労働者が傷病特別年金を受けていた者であるときを除き、申請書（告示様式第12号又は告示様式第16号の8）の記載事項のうち一定の事項については、事業主の証明を受けなければならない（特別支給金規則第9条第4項、第7項）。

また、次の場合には、それぞれ所定の申請書を所轄署長に提出しなければならない（特別支給金規則第9条第5項、第6項）。

① 労働者の死亡の当時胎児であった子が、既にその他の遺族が遺族（補償）年金の支給の決定を受けた後に遺族特別年金の支給を受けようとするとき（告示様式第13号）。

② 先順位者が失権した場合、又は所在不明により支給が停止された場合に、新たに遺族（補償）年金の受給権者となった者が遺族特別年金の支給を受けようとするとき（告示様式第13号、告示様式第14号）。

なお、遺族（補償）年金の請求及び受領についての代表者の選任等に関する労災則第15条の5又は第18条の9の規定は、遺族特別年金の支給の申請及び受領について準用される（特別支給金規則第9条第7項）。

(7) 遺族特別一時金（特別支給金規則第10条）

ア 支給事由及び支給額

遺族特別一時金は、遺族（補償）一時金の受給権者に対して支給され、その額は次のとおりである（特別支給金規則第10条第1項、別表第3）。

なお、受給権者が2人以上ある場合には、これらの額をその人数で除して得た額とすること（特別支給金規則第10条第1項）。

① 労働者の死亡の当時遺族（補償）年金を受けることができる遺族がいないとき支給される遺族（補償）一時金の受給権者にあつては、算定基礎日額の1,000日分。

② 遺族（補償）年金の受給権者が全て失権した場合において、既に支給された遺族（補償）年金の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たないときに支給される遺族（補償）一時金の受給権者にあつては、算定基礎日額の1,000日分から既に支給された遺族特別年金（労災保険法第16条の6第2項と同様の換算率を乗じて得た額）の合計額を控除した額。

この場合の控除する額は、労働者の死亡の時から引き続き遺族特別年金が支給されていたとみなした額とすること（実際には、昭和52年4月1日以降に支給されているが、それ以前も支給されていたものとして計算すること）。

イ 支給申請等

(7) 遺族特別一時金の支給の申請は、遺族（補償）一時金の請求と同時にに行わなければならない。この場合において、申請書（告示様式第15号又は告示様式第16号の9）の記載事項のうち一定の事項については、事業主の証明を受けなければならない（特別支給金規則第10条第3項）。

したがって、第三者行為災害の場合における損害賠償金との調整により遺族（補償）一時金が支給されない者についても、遺族特別一時金の支給の決定に当たっては、遺族

(補償)一時金の受給権者であることの確認が必要であるので、遺族特別一時金の支給の申請の際には、同時に遺族(補償)一時金の請求を行うよう求めること(昭和52.3.30基発第192号)。

- (イ) 遺族特別一時金の支給の申請は、遺族(補償)一時金の受給権者となった日の翌日から起算して5年以内に行わなければならない(特別支給金規則第10条第4項)。
- (ウ) 遺族(補償)年金の請求及び受領についての代表者の選任等に関する労災則第15条の5又は第18条の9の規定は、遺族特別一時金の支給の申請及び受領について準用される(特別支給金規則第10条第4項)。

(8) 傷病特別年金(特別支給金規則第11条)

ア 支給事由及び支給額

傷病特別年金は、傷病(補償)年金の受給権者に対し、その申請に基づいて支給される年金たる特別支給金であり、その額は傷病等級に応じた次表に掲げる額である(特別支給金規則第11条第1項、別表第2)。

傷病等級	支給額
第1級	算定基礎日額の313日分
第2級	算定基礎日額の277日分
第3級	算定基礎日額の245日分

イ 支給申請等

- (ア) 傷病(補償)年金の支給の決定を受けた者は、休業特別支給金の支給の申請の際に特別給与の総額についての届出を行っていない者を除き、当分の間、特別支給金規則第11条第2項の申請書の提出を行ったものとして取り扱って差し支えないこと。
- (イ) 傷病特別年金の支給を受ける者の傷病等級に変更があった場合には、その変更があった日の属する月の翌月から、新たに該当するに至った傷病等級に応ずる傷病特別年金を支給し、その後は従前の傷病等級に応ずる傷病特別年金は支給しない(特別支給金規則第11条第3項)。
なお、この傷病特別年金の変更は、傷病(補償)年金の変更があった場合に当然に行うものであり、受給者からの申請は要しない。
- (ウ) 傷病特別年金の支給申請は、労災保険法第12条の8第3項又は第22条の6に規定する傷病(補償)年金の支給要件に該当することとなった日(傷病(補償)年金の受給権者となった日)の翌日から起算して5年以内に行わなければならない(特別支給金規則第11条第4項)。

(9) 特別給与を基礎とする特別支給金に関するその他の留意事項

ア 特別給与を基礎とする特別支給金は、特別加入者には支給されない(特別支給金規則第19条)。

イ 休業特別支給金の支給の申請を行う者は、その申請の際に特別給与の総額について事業主の証明を受けた上で、所轄署長に届け出なければならない(特別支給金規則第12条、告示様式第38号)。

また、この届出は、最初の休業特別支給金の申請の際に行えば、以後は行わなくてもよい。

なお、この届出を行った者が、障害特別年金、障害特別一時金又は傷病特別年金の支給の申請を行う場合、または、この届出を行った者の遺族が、遺族特別年金又は遺族特別一時金の支給の申請を行う場合には、申請書記載事項のうち、特別給与の総額を記載する必要はない。

ウ 年金たる特別支給金(障害特別年金、遺族特別年金及び傷病特別年金をいう。)の支給

の始期、終期、支払期月、一時差止めの取扱いは、年金たる保険給付の始期、終期、支払期月、保険給付の一時差止めの取扱いと同様である（特別支給金規則第 13 条第 1 項、第 3 項、第 20 条）。

エ 年金たる特別支給金は、年金たる保険給付の払渡しを受ける金融機関において払い渡すものとする（特別支給金規則第 7 条第 8 項、第 9 条第 7 項、第 11 条第 5 項）。

8 傷病差額特別支給金

傷病（補償）年金を受けることとなった者が支給を受ける傷病（補償）年金の額（厚生年金等との併給調整が行われる場合には、厚生年金等との併給の場合に該当しないものとしたときに得られる額）と傷病特別年金の額との合計額が、年金給付基礎日額の 292 日分（365 日の 80%相当）に満たない場合には、その差額に相当する額を特別支給金として支給する（特別支給金規則附則第 6 条）。

なお、厚生年金等との併給調整が行われる場合においては、障害の程度が傷病等級第 2 級に該当する者に係る傷病（補償）年金の額、傷病特別年金の額及び傷病差額特別支給金の額の合計額が、傷病等級第 3 級に該当する者に係る合計額よりも低くならないようにするため、次のような計算により算定された額を傷病差額特別支給金として支給する。

① 受給者の傷病等級が第 2 級の場合

傷病差額特別支給金の額

$$= \text{年金給付基礎日額} \times (47 \text{ 日分} - 32 \text{ 日分} \times \text{併給調整率}) - \text{傷病特別年金の額}$$

② 受給者の傷病等級が第 3 級の場合

$$\text{傷病差額特別支給金の額} = \text{年金給付基礎日額} \times 47 \text{ 日分} - \text{傷病特別年金の額}$$

9 未支給の特別支給金

(1) 支給事由

特別支給金を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき特別支給金でまだその者に支給しなかったものがあるとき（死亡した者が死亡前に当該特別支給金の支給の申請をしていなかった場合を含む。）は、未支給の保険給付と同様に取り扱う（特別支給金規則第 15 条第 1 項）。

したがって、未支給の特別支給金について、その死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、その者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていたもの（遺族（補償）年金を受ける権利を有する遺族に支給することとされていた遺族特別支給金については、当該遺族（補償）年金を受けることができる他の遺族）は、自己の名で、その未支給の特別支給金の支給を申請することができること。また、未支給の特別支給金の支給を受けるべき順位も、未支給の保険給付の場合と同様であること。

(2) 支給申請

未支給の特別支給金の申請は、原則として（年金たる特別支給金の場合は必ず）未支給の保険給付の請求と同時にしなければならない（特別支給金規則第 15 条第 2 項、第 3 項）。

未支給の特別支給金支給申請書は、未支給の保険給付請求書と一葉の様式（告示様式第 4 号）になっている。

ただし、第三者行為災害であって、自賠責保険等を先行して請求し、労災保険の保険給付に相当する額が自賠責保険等で支払われたものについては、特別支給金のみの支給申請を行うことができる。この場合には、当該未支給の特別支給金と同一の事由により未支給の保険給付を請求する場合に当該請求書に添付する必要がある書類その他の資料を申請書に添付するよう求めること。

また、特別支給金を受けることができる者が死亡し、死亡前に特別支給金の支給を申請していなかった場合において、当該未支給の特別支給金の支給の申請をしようとする者は、当該死亡した特別支給金を受けることができる者が、当該特別支給金の支給の申請をすることとした場合に提出する書類、その他の資料を申請書に添付させること。

10 その他

- (1) 特別加入者の業務災害及び通勤災害（通勤災害の適用のない者を除く）に関しても、労働者の業務災害の場合に準じて特別支給金を支給する（特別支給金規則第 16 条及び第 17 条）。

ただし、7の(9)のAのとおり、特別給与を基礎とする特別支給金は、特別加入者には支給されない（特別支給金規則第 19 条）。

- (2) 労働者の重大過失等による特別支給金の支給制限、特別支給金に関する処分の通知等及び特別支給金を受けるべき者に対する事業主の助力等については、それぞれ労働者の重大過失等による保険給付の支給制限（労災保険法第 12 条の 2 の 2）、保険給付に関する処分の通知等（労災則第 19 条）及び保険給付を受取るべき者に対する事業主の助力等（労災則第 23 条）に準ずること（特別支給金規則第 20 条）。

- (3) 特別支給金についての受任者払いについても、保険給付費に準じて取り扱うこと。

- (4) 特別支給金の機械処理業務統計報告に当たっては、「労災保険業務機械処理事務手引（給付統計データ関係）」によること。

(参考)

No.	名称	根拠条文 (労災 保険法)	省令・通達	内容
1	外科後処置 (診察等、通院費 の支給) ※ 処分性あり	29条1号	昭和56年2月6日付 基発第69号 「外科後処置の実 施について」	義肢装着のための再手術、腫状の軽減、障害によって喪失した労働能力回復のための手術等傷 病治癒後に行う処置・診療で、労災病院等で行う。
2	義肢等補装具費 (義肢等補装具の 購入費用・修理 費用等の支給、 旅費の支給) ※ 処分性あり	29条1号	平成18年6月1日付 基発第0601001 号「義肢等補装具 の支給について」	<p>1 義肢の支給 (1)支給対象者 ① 上肢又は下肢の全部又は一部を喪失したことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者 又は受けると見込まれる者 ② 上肢又は下肢の全部又は一部を亡失したことにより、労災リハビリテーション医療指定施設又は 診療報酬の算定方法に基づき定められた特掲診療料の施設基準等のうち、心大血管疾患リ ハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器 リハビリテーション料の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生支局長に 届け出た医療機関のうち労災保険指定医療機関となっている医療機関において療養し、かつ、 労災保険法による療養(補償)給付を受けている者であって、症状固定後に障害(補償)給付を 受けることが明らかである者 ③ 11の車いすの支給対象者の①から④のいずれかに該当する者又は12の電動車椅子の支給 対象者の①から④のいずれかに該当する者で、特に必要と認められる者 ④ 既に装着していた義肢で、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、修理不能となったもの を有する者 ⑤ 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された義肢であって、耐用年数を超えたものを有 する者 (2)対象範囲 ①から③については、1障害部位につき2本 ④については、き損した義肢1本につき1本 ⑤については、耐用年数を超えたもの1本につき1本(骨格構造(モジュラー)義肢にあつては、耐 用年数を超えた部品1個につき部品1個)</p> <hr/> <p>1-2 筋電電動義手の支給 (1)支給対象者 ア 両上肢切断者 ① 両上肢を手関節以上で失ったことにより、障害(補償)給付を受けた者又は受けると見込まれ る者で、次の要件を全て満たす者 (ア) 手先装置の閉閉装置に必要な強さの筋電信号を検出できること (イ) 筋電電動義手を使用するに足る判断力を有すること (ウ) 筋電電動義手を使用するに足る十分な筋力を有すること (エ) ソケットの装着が可能である断端を有すること (オ) 型及び肘の関節の機能に著しい障害がないこと ② 1上肢を手関節以上で失うとともに、他上肢の用が全廃又はこれに準じた状態になったことによ り、障害(補償)給付を受けた者又は受けると見込まれる者で、上記①アからオの要件を全て 満たす者 イ 片側上肢切断者 ① 1上肢を手関節以上で失ったことにより、障害(補償)給付を受けた者又は受けると見込まれる 者で、以下のアからウの要件を全て満たす者 (ア) 次のaからcのいずれかに該当する者 a 就労中(休職中を含む。)の者で、筋電電動義手の装着により作業の種類の拡大等が見 込まれるもの b 申請時においては就労していないが、筋電電動義手装着後に就労が予定されている者 (公共職業安定所への求職申込等就職活動中の者を含む。)で、筋電電動義手の装着に よって作業の種類の拡大等が見込まれるもの c 他上肢又はその手指に一定以上の障害があつて、筋電電動義手の使用が特に必要と 認められる者 (イ) 実施医療機関において装着訓練を修了するとともに、試用装着期間を経過しているもの (ウ) 両上肢切断者の購入費用の支給対象者①の要件アからオの要件を全て満たす者で、筋電 電動義手を継続して使用することが可能であるもの (2)対象範囲 1人につき1本</p> <hr/> <p>2 上肢装具及び下肢装具の支給 (1)支給対象者 ① 上肢又は下肢の機能に障害を残したことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者 又は受けると見込まれる者 ② 下肢装具について、11の車椅子の支給対象者の①から④のいずれかに該当する者又は 12の電動車椅子の支給対象者の①から④のいずれかに該当する者で、特に必要と認めら れる者 ③ 既に装着していた上肢装具又は下肢装具で、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、 修理不能となったものを有する者 ④ 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された上肢装具又は下肢装具であつて、耐用 年数を超えたものを有する者 (2)対象範囲 ①から②については、1障害部位につき2本 ③については、き損した上肢装具又は下肢装具1本につき1本 ④については、耐用年数を超えたもの1本につき1本</p>

No.	名称	根拠条文 (労災 保険法)	省令・通達	内容
				<p>3 体幹装具 (1)支給対象者 ① せき柱に常に体幹装具の装着を必要とする程度の荷重障害を残すことにより、障害等級第8級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 ② 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された体幹装具であって、耐用年数を超えたものを有する者 (2)対象範囲 1人につき1個</p>
				<p>4 座位保持装置 (1)支給対象者 ① 四肢又は体幹に著しい障害を残すことにより、障害等級第1級の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、座位が不可能若しくは著しく困難な状態にあると見込まれる者 ② 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された座位保持装置であって、耐用年数を超えたものを有する者 (2)対象範囲 1人につき1台</p>
				<p>5 盲人安全つえの支給 (1)支給対象者 ① 両眼に視力障害を残すことにより、障害等級第4級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 ② 既に使用していた盲人安全つえで、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、使用不能となったものを有する者 ③ 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された盲人安全つえであって、耐用年数を超えたものを有する者 (2)支給対象 1人につき1本</p>
				<p>6 義眼の支給 (1)支給対象者 ① 1眼又は両眼を失明したことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 ② 既に装着していた義眼で、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、使用不能となったものを有する者 ③ 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された義眼であって、耐用年数を超えたものを有する者 (2)対象範囲 失明した1眼につき1個を支給</p>
				<p>7 眼鏡(コンタクトレンズを含む。)の支給 (1)支給対象者 ① 1眼又は両眼に視力障害を残すことにより、障害等級第13級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 ② 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された眼鏡であって、耐用年数を超えたものを有する者 (2)支給範囲 1障害につき1個</p>
				<p>8 点眼器の支給 (1)支給対象者 ① 両眼に視力障害を残すことにより、障害等級第4級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 ② 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された点字器であって、耐用年数を超えたものを有する者 (2)対象範囲 1人につき1台</p>
				<p>9 補聴器の支給 (1)支給対象者 ① 1耳又は両耳に聴力障害を残すことにより、障害等級第11級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 ② 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された補聴器であって、耐用年数を超えたものを有する者 (2)支給範囲 1障害につき1器</p>

No.	名称	根拠条文 (労災 保険法)	省令・通達	内容
				<p>10 人工喉頭の支給 (1)支給対象者 ① 言語機能を廃したことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 ② 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された人工喉頭であって、耐用年数を超えたものを有する者 (2)対象範囲 1障害につき1個</p>
				<p>11 車椅子の支給 (1)支給対象者 ① 両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、義足及び下肢装具の使用が不可能である者 ② 両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、療養(補償)給付を受けている者(概ね3ヶ月以内に退院見込みのない入院療養の者を除く。)であって、傷病が症状固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明かであるもの。 ③ 両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、傷病(補償)年金の支給決定を受けた者であって、当該傷病の療養のために通院している者で、義足及び下肢装具の使用が不可能であるもの ④ 片下肢の用を全廃又は片下肢を亡失したことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、上肢の障害により義足及び下肢装具の使用が不可能であるもの ⑤ 既に使用していた車椅子で、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、修理不能となったものを有する者 ⑥ 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された車椅子であって、耐用年数を超えたもの ⑦ 12の電動車椅子の支給対象者の①から④のいずれかに該当する者で、特に必要と認められるもの ⑧ 22のギャッチベッドの支給対象者に該当する者で、特に必要と認められるもの (2)対象範囲 1人につき1台</p>
				<p>12 電動車椅子の支給 (1)支給対象者 ① 両下肢及び両上肢に著しい障害を残すことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 ② 両下肢及び両上肢の傷病に関し、療養(補償)給付を受けている者(概ね3ヶ月以内に退院見込みのない入院療養の者を除く。)で、傷病が症状固定した後においても車椅子の使用が不可能であることが明かに認められるもの ③ 両下肢及び両上肢に著しい障害を残すことにより、傷病(補償)年金の支給決定を受けた者であって、当該傷病の療養のために通院している者で、車椅子の使用が不可能であるもの ④ 片下肢の用を全廃又は片下肢を亡失したことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、他方の下肢及び上肢の障害により、義足及び下肢装具の使用が不可能であって、車椅子の使用が著しく困難であると認められるもの ⑤ 業務災害又は通勤災害により呼吸器又は循環器の障害を受けた者であって、次のア又はイのいずれかに該当し、かつ、車椅子の使用が著しく困難であると認められるもの ア 呼吸器又は循環器の障害により、傷病(補償)年金第1級の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 イ 呼吸器の障害により、障害(補償)給付第1級の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者で、次のいずれかの要件に該当する者 (ア) 動脈血酸素分圧が50Torr以下であること (イ) 動脈血酸素分圧が50Torrを超え60Torr以下であり、動脈血炭酸ガス分圧が限界値範囲(37Torr以上43Torr以下)にないこと (ウ) 高度の呼吸困難が認められ、かつ、%1秒率が35以下又は%肺活量が40以下であること ⑥ 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された電動車椅子であって、耐用年数を超えたものを有する者 (2)対象範囲 1人につき1台</p>
				<p>13 歩行車の支給 (1)支給対象者 ① 高度の失調又は平衡機能障害を残すことにより、障害等級第3級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 ② 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された歩行者であって、耐用年数を超えたものを有する者 (2)支給範囲 1人につき1台</p>

No.	名称	根拠条文 (労災 保険法)	省令・通達	内容
				<p>14 尿管の支給</p> <p>(1)支給対象者</p> <p>① せき随損傷、外傷性泌尿器障害、尿路系腫瘍等の傷病のため、尿失禁を伴うこと又は尿路変更を行ったことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者</p> <p>② 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された尿管器であって、耐用年数を越えたものを有する者</p> <p>(2)対象範囲</p> <p>1人につき2器(ただし人工肛門用簡易型(使い捨て型)については支給基準の価格の範囲内で所轄局長が必要と認めた数)</p>
				<p>15 ストマ用装具の支給</p> <p>(1)支給対象者</p> <p>① 大腸又は小腸に人工肛門を造設したことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者</p> <p>② 大腸又は小腸に皮膚瘻を残し、腸内容の全部若しくは大部分が漏出すること又は腸内容がおおむね1日に100ml以上を漏出することにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者</p> <p>③ 大腸又は小腸に皮膚瘻を残し、腸内容が1日に少量を漏出することにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者であって、特に医師がストマ用装具の使用の必要があると認めるもの</p> <p>(2)対象範囲</p> <p>支給基準の価格の範囲内で所轄局長が必要と認めた数</p>
				<p>16 歩行補助つえの支給</p> <p>(1)支給対象者</p> <p>① 下肢の全部又は一部を亡失し、又は下肢の機能に障害を残すことにより、障害等級第7級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者</p> <p>② 既に使用していた歩行補助つえで、業務上の事由又は通勤により損壊し、かつ、修理不能となったものを有する者</p> <p>③ 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された歩行補助つえであって、耐用年数を越えたものを有する者</p> <p>④ 11の車椅子の支給対象者の①から④のいずれかに該当する者又は12の電動車椅子の支給対象者の①から④のいずれかに該当する者で、特に必要と認められるで、特に必要と認められるもの</p> <p>(2)対象範囲</p> <p>1人につき1本(松葉つえは原則として1人につき2本)。ただし、両下肢に障害がある場合には、必要に応じ2本</p>
				<p>17 かつらの支給</p> <p>(1)支給対象者</p> <p>① 頭部に著しい醜状を残すことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者</p> <p>② 社会復帰促進等事業として購入費用を支給されたかつらをき損した者(故意にき損した者を除く。)</p> <p>(2)対象範囲</p> <p>1人につき1個</p>
				<p>18 浣腸器付排便剤の支給</p> <p>(1)支給対象者</p> <p>せき随損傷者又は排便反射を支配する神経の損傷により、用手摘便を要する状態又は恒常的に1週間に排便が2回以下の高度な便秘を残すことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者で、医師が浣腸器付排便剤の使用の必要があると認めるもの</p> <p>(2)対象範囲</p> <p>1人につき3日に1個</p>
				<p>19 床ずれ防止用敷ふとんの支給</p> <p>(1)支給対象者</p> <p>傷病(補償)年金又は障害(補償)給付を受けている神経系統の機能に著しい障害を残す者又は両上下肢の用の全廃若しくは両上下肢を亡失した者のうち、常時介護に係る介護(補償)給付を受けている者</p> <p>(2)対象範囲</p> <p>1人につき1枚</p>

No.	名称	根拠条文 (労災 保険法)	省令・通達	内容
				<p>20 介助用リフターの支給 (1)支給対象者 ① 次のア又はイのいずれかに該当し、かつ、ウからオまでのすべてに該当する者(新規支給の場合は、カの要件を除く。) ア 傷病(補償)年金の支給決定を受けた者のうち、傷病等級第1級第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと同程度の障害の状態にあると認められる者であつて、自宅療養者又は義肢等の支給申請の日から3ヶ月以内に退院し、自宅で療養すると見込まれる入院療養者であること イ 障害(補償)給付を受けた者又は受けると見込まれる者のうち、障害等級第1級第3号若しくは第4号に該当するもの又はこれらと同程度の障害の状態にあると認められるもの ウ 車椅子又は義肢の使用が不可能であること エ 当該療養者の症状並びに介助用リフターの性能及び操作方法を理解し、介助用リフターを安全に使用できる介護人がいること オ 当該療養者の家屋の構造が、介助用リフターの円滑な移動に適するものであること カ 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された介助用リフターであつて、耐用年数を超えたものを有する者</p> <p>(2)対象範囲 1人につき1台</p>
				<p>21 フローテーションパッドの支給 (1)支給対象者 ① 社会復帰促進等事業として支給された車椅子又は電動車椅子を使用する者のうち、床ずれが臀部又は大腿骨に発生するおそれがあり、かつ、診療担当医がフローテーションパッドの使用を必要と認めたる者 ② 社会復帰促進等事業として購入費用を支給されたフローテーションパッドであつて、耐用年数を超えたものを有する者</p> <p>(2)対象範囲 1人につき1枚</p>
				<p>22 ギャッチベッドの支給 (1)支給対象者 次のア又はイのいずれかに該当し、かつ、ウに該当する者 ア 傷病(補償)年金の支給決定を受けた者のうち、傷病等級第1級第1号若しくは第2号に該当するもの又はこれらと同程度の障害の状態にあると認められる者で、かつ、自宅療養者(義肢等の支給申請の日から3ヶ月以内に退院し自宅で療養すると見込まれる入院患者を含む。)であるもの イ 障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者のうち、障害等級第1級第3号若しくは第4号に該当する者又はこれらと同程度の障害の状態にあると認められる者 ウ 車椅子(手押し型車椅子を除く。)又は義肢の使用が不可能である者</p> <p>(2)対象範囲 1人につき1台</p>
3	振動障害者社会復帰支援金	29条1号	平成8年5月11日付け基発第311号「振動障害者に係る社会復帰支援制度の拡充等について」	振動障害者が治癒したときに、給付基礎日額の120日分(65歳未満の者については200日分)を一時金として1人1回限り支給する。ただし、いずれの場合も300万円を限度とする。

No.	名称	根拠条文 (労災 保険法)	省令・通達	内容
4	アフターケア (健康管理手帳の 交付、通院費支 給) ※ 処分性あり	29条1号	手帳交付… 平成19年4月23日 付け基発第 0423002号 「社会復帰促進等 事業としてのアフター ケア実施要領の制 定について」	次に該当する者に対し、アフターケア実施医療機関等において診察及び検査等の保健上の措置を行う。 ① 原則として障害等級第3級以上の障害(補償)給付を受けている又は受けると見込まれるせき髄損傷者(傷病が治癒した者に限る。) ② 原則として障害等級第9級以上の障害(補償)給付を受けている又は受けると見込まれる頭頸部外傷症候群等患者(症状固定した者に限る。) ③ 障害(補償)給付を受けている又は受けると見込まれる尿道狭さく等患者(症状固定した者に限る。) ④ 障害(補償)給付を受けている又は受けると見込まれるウィルス肝炎患者(症状固定した者に限る。) ⑤ 原則として障害(補償)給付を受けている又は受けると見込まれる白内障等の眼疾患患者(症状固定した者に限る。) ⑥ 障害補償給付を受けている又は受けると見込まれる振動障害患者(症状固定した者に限る。) ⑦ 原則として障害(補償)給付を受けている又は受けると見込まれる大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折をした者(症状固定した者に限る。) ⑧ 障害(補償)給付を受けている又は受けると見込まれる人工関節又は人工骨頭を置換した者(症状固定した者に限る。) ⑨ 障害(補償)給付を受けている又は受けると見込まれる慢性化膿性骨髄炎患者(症状固定した者に限る。) ⑩ 原則として障害等級第9級以上の障害補償給付を受けている又は受けると見込まれる虚血性心疾患等患者(症状固定した者に限る。) ⑪ 尿路系腫瘍の症状が固定した者。 ⑫ 原則として障害等級第9級以上の障害(補償)給付を受けている又は受けると見込まれる脳の器質性障害が残存した者(症状固定した者に限る。) ⑬ 障害等級第12級以上の障害(補償)給付を受けている又は受けると見込まれる外傷により末梢神経を損傷しRSD及びカウザルギーによる激しい疼痛が残存する者(症状固定した者に限る。) ⑭ 障害等級第12級以上の障害(補償)給付を受けている又は受けると見込まれる熱傷の傷病者(症状固定した者に限る。) ⑮ サリン中毒が治った者で、縮瞳、視覚障害、末梢神経障害、筋障害、中枢神経障害、心的外傷後ストレス症候群等の後遺症を残す者。 ⑯ 業務による心理的負荷を原因とした精神障害の症状が固定した者で、気分障害(抗うつ、不安等)、意欲の障害(低下等)、慢性化した幻覚性の障害又は慢性化した妄想性の障害、記憶の障害又は知的能力の障害の後遺症を残す者。 ⑰ 障害(補償)給付を受けている又は受けると見込まれる心臓弁を損傷した者等(症状固定した者に限る。) ⑱ 障害(補償)給付を受けている又は受けると見込まれる呼吸機能障害を残す者(症状固定した者に限る。) ⑲ 障害(補償)給付を受けている又は受けると見込まれる消化器を損傷した者で消化吸収障害、逆流性食道炎、ダンピング症候群、腸管癒着、排便機能障害又は膀胱機能障害の後遺症を残す者(症状固定した者に限る。) ⑳ 炭鉱災害による一酸化炭素中毒の症状が固定した者。
			通院費… 平成9年8月26日付 け基発第596号 「アフターケアの通院 に要する費用の支給 について」	アフターケア対象者の住居地又は勤務地からおおよそ4キロメートルの範囲内にあるアフターケア実施医療機関へ通院する場合に交通機関の利用距離が片道2キロメートルを超えるもの。 片道2キロメートル未満の場合には、交通機関を使用しなければ通院することが著しく困難であると認められるもの。 4キロメートルの範囲内に当該傷病の措置に適したアフターケア実施医療機関がないために4キロメートルを超える最寄りのアフターケア実施医療機関に通院するもの。
5	労災はり・きゅう施 術 ※ 処分性あり	29条1号	昭和57年6月14日 付け基発第410号 「労災はり・きゅう施 術特別振興措置の 実施について」	頭頸部外傷症候群等により患し、障害(補償)給付を受けた又は受けると見込まれる者で、はり・きゅう施術を必要とする者に対し、原則として1年以内の期間、1月に5回を限度としてはり・きゅう施術を行う。
6	振動障害者雇用 振興金	29条1号	平成8年5月11日付 け基発第311号 「振動障害者に係る 社会復帰振興制度 の拡充等について」	(1)転換振興金 対象労働者を振動業務以外の業務に再就職させ又は新たに雇い入れる事業主に振興金を支給する。 ① 支給額 対象労働者に支払われた1ヶ月の賃金の額の3分の1(中小企業については2分の1)の額。ただし対象労働者1人につき80,000円(中小企業については100,000円)を限度とする。 ② 支給対象期間 対象労働者1人につき通算12ヶ月(最初に雇い入れた日から2年間に限る。)を限度とする。 (2)訓練、講習等経費 対象労働者に対し振動業務以外の業務に就労させるための訓練、講習等を受講させ又は実施した事業主に経費を支給する。 ① 支給額 対象労働者1人当たり訓練、講習等に要した費用の額の3分の2(中小企業にあつては4分の3)の額とし、その額が100,000円を超える場合は100,000円とする。 ② 支給対象期間 12ヶ月を限度とする。 (3)指導員経費 対象労働者に対して職業生活に関する相談等の業務を行うための指導員を雇い入れ又は委嘱した事業主に経費を支給する。 ① 支給額 1事業場1ヶ月当たり指導員の委嘱等に要した費用の額の4分の3とし、その額が150,000円を超える場合は150,000円とする。 ② 支給対象期間 12ヶ月を限度とする。

No.	名称	根拠条文 (労災 保険法)	省令・通達	内容
7	振動障害者職業 復帰促進事業特 別奨励金	29条1号	平成3年10月9日付 基発第601号 「林業振動障害者 職業復帰促進事業 特別奨励金の支給 について」	振動障害者等が共同で事業を開始する場合に、その事業体に対して事業開始に要した費用の一部を助成する。 ① 支給額 事業施設等の設置に要した費用の3分の1の額。ただし、事業体を構成する振動障害者及び症 状固定者の人数に応じ550万円を限度とする。
8	長期療養者職業 復帰援護金	29条1号	昭和58年7月25日 付け基発第358号 「長期療養者職業 復帰援護金の支給 について」	頭頸部外傷症候群等になり患し、その症状が軽快した労働者に対して、職場への適応能力を高める ための段階的的就労を行わせ又は職種転換訓練を実施する事業主に次の月額により6ヶ月分を一括し て支給する。 ① 就労援護金 対象労働者に支払った1ヶ月の賃金の額の3分の1(中小企業事業主にあつては2分の1)、最 高月額80,000円(中小企業事業主にあつては100,000円) ② 訓練援護金 職種転換訓練を実施した事業主に対し、対象労働者1人につき月額25,000円
9	頭頸部外傷症候 群等に対する職 能回復援護	29条1号	昭和48年12月18日 付け基発第704号 「頭頸部外傷症候 群等に対する職 能回復援護につ いて」	頭頸部外傷症候群等になり患し、障害等級第12級以上の障害(補償)給付を受けた者が、就業の ため技能の習得を目的とした教習、講習等に出席した場合に、交通費教材費等の費用について、 35,000円を限度として支給する。
10	特別支給金	29条2号	労働者災害補償保 険特別支給金支給 規則	休業特別援護金、障害特別援護金、遺族特別援護金、傷病特別援護金、障害特別年金、障害 特別一時金、遺族特別年金、遺族特別一時金、傷病特別年金がある。
11	労災就学等援護 費 ※ 処分性あり	29条2号	労災就学援護 費… 昭和45年10月27日 基発第774号 「労災就学援護費 の支給について」	(1)支給要件 次の者が学校教育法第1条の学校及び若しくは同法第82条の2の専修学校に在学又は職業 能力開発促進法第15条の6第1項各号に掲げる施設で普通職業訓練若しくは高度職業訓練 を受け若しくは職業能力開発促進法第27条の職業能力開発総合大学校で長期課程の指導訓練 を受ける者で、学費等の支弁が困難と認められる場合。 ① 遺族(補償)年金受給権者 ② ①のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた死亡労働者の子 ③ 障害等級第1級から第3級の障害(補償)年金の受給権者 ④ ③のうち、在学者等である子と生計を同じくしている者 ⑤ 傷病(補償)年金受給権者(せき髄損傷等傷病の程度が特に重篤と認められる者に限る。) のうち、在学者である子と生計を同じくしている者 (2)支給額(1人につき月額) ① 小学校又は特別支援学校の小学部12,000円 ② 中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校の中等部16,000円 ③ 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、高等専門学校第1学年から第3学年まで、 特別支援学校の高等学部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公 共職業能力開発施設において中学校卒業業者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認めら れる者を対象とする普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令附則第2条 に規定する第一類の専修訓練課程の普通職業訓練17,000円 ④ 大学、高等専門学校の第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程、公共 職業能力開発施設における普通職業訓練(③を除く。)若しくは高度職業訓練又は職業能力開 発総合大学校における長期課程の指導員訓練39,000円(ただし、通信制大学に在学する場 合は30,000円)
			労災就労保育援護 費… 昭和45年10月27日 基発第774号 「労災就労保育援 護制度の新設等 について」	(1)支給要件 次の者が保育に係る費用の援護の必要があると見込まれる場合 ① 遺族(補償)年金受給権者のうち、保育を必要とする未就学の児童(要保育児)であり、かつ、 当該要保育児と生計を同じくしている者の就労のため保育所、幼稚園等に預けられている者 ② 遺族(補償)年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持してい た要保育児たる当該労働者の子(当該労働者の死亡当時胎児であった子を含む。)と生計を同 じくしている者であり、かつ、就労のため当該要保育児を保育所、幼稚園等に預けている者 ③ 障害(補償)年金受給権者のうち、要保育児であり、かつ、当該受給権者と生計を同じくしている 者の就労のため保育所、幼稚園等に預けられている者 ④ 障害(補償)年金受給権者のうち、要保育児たる当該受給権者の子と生計を同じくしており、 かつ、当該要保育児を当該受給権者と生計を同じくしている者の就労のため保育所、幼稚園等 に預けている者又は要保育児たる当該受給権者の子と生計を同じくしており、かつ、就労のため 当該要保育児を保育所、幼稚園等に預けている者 ⑤ 傷病(補償)年金受給権者のうち、要保育児たる当該受給権者の子と生計を同じくしており、 かつ、当該要保育児を当該受給権者と生計を同じくしている者の就労のため保育所、幼稚園等 に預けている者 (2)支給額(1人につき月額) 12,000円
12	休業補償特別援 護金	29条2号	昭和57年5月19日 付け基発第342号 「休業補償特別援 護金支給制度の創 設について」	非災害性腰痛等の特定疾病又は選発性疾患になり患し、休業待期3日間の休業補償が受けられ ない者に対し、休業補償給付の3日分に相当する額を支給する。

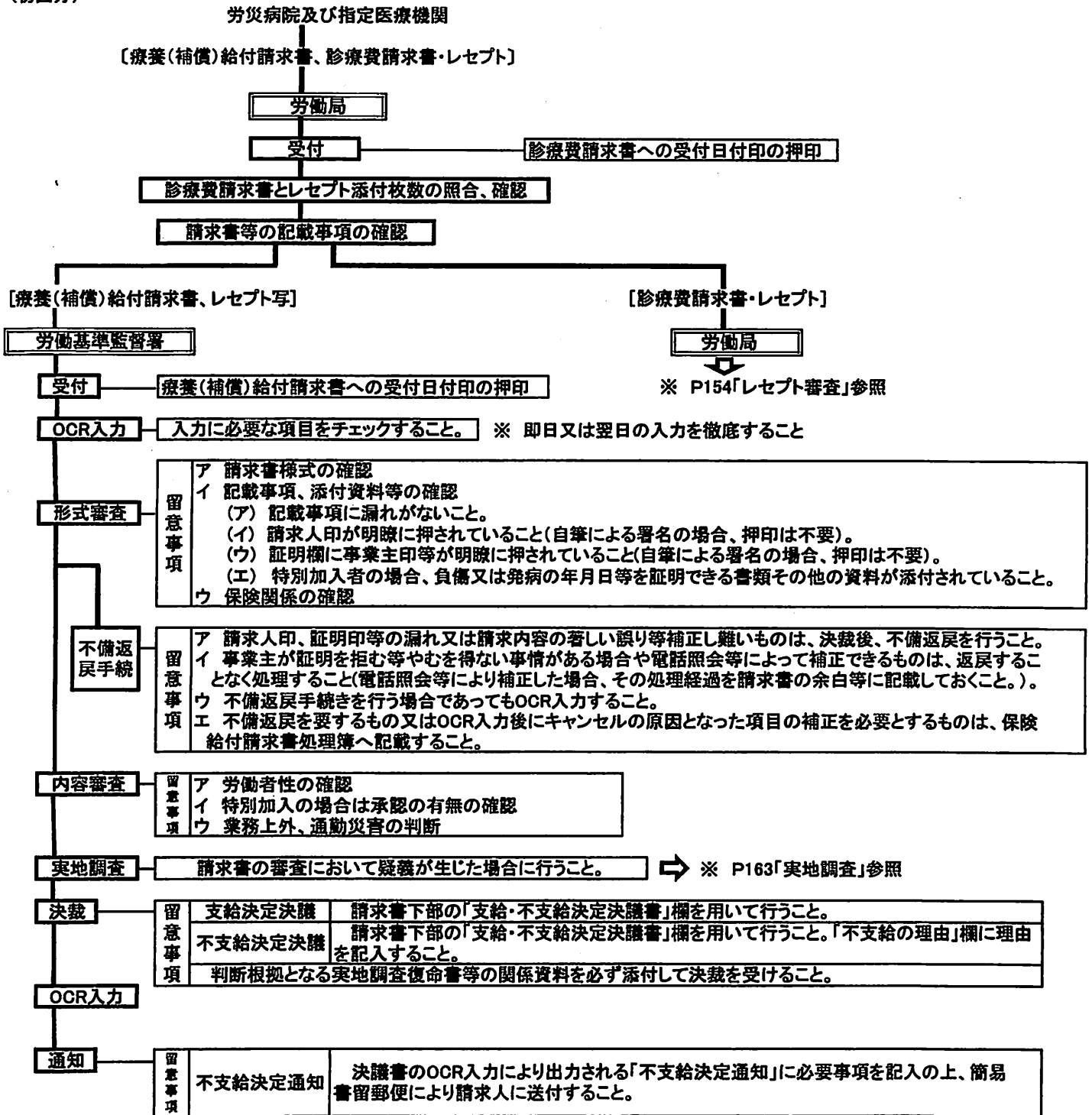
No.	名称	根拠条文 (労災 保険法)	省令・通達	内容
13	労災療養援護金	29条2号	平成16年4月1日付 基発第0401024号 「労災療養援護金 の支給について」	<p>1 支給対象者 昭和35年3月31日以前に労災保険法の規定による打切補償の支給を受けたけい肺又は外傷性せき髄損傷者が、労災病院等で診療を受けている場合(労災保険法の規定による療養補償給付を受けることができる者を除く。)</p> <p>2 支給額 (1) 労災援護金を受けるべき者の療養の費用の額(1月) ① 病院又は診療所に入院した日がある月(入院援護費)56,600円 ② 病院又は診療所において診療を受けた日数が7日を超える月(①に掲げる月を除く。)(通院援護費)24,800円 ③ 病院又は診療所において診療を受けた日数が2日以上7日以下の月(①に掲げる月を除く)(通院援護費)22,800円 (2) (1)に関わらず、外傷性せき髄障害を受けた者で病院又は診療所に入院している者に支給する労災療養援護金の額は、(1)に定める支給額に1日について70円を加えた額。 (3) 1月において入院(①②)、外来(①②、③)が発生する場合は、(1)①の額。 (4) (1)及び(2)に関わらず、常に介護を要する者で現に自宅において介護を受けている者に支給する労災療養援護金の額は、(1)及び(2)に定める支給額に、介護費用として1月につき56,600円(その月において介護を要する費用として支出された費用の額が56,600円を超えるときは、当該支出された費用の額(その額が104,290円を超えるときは、104,290円)とする。)を加えた額とする。なお、常に介護を要する者で現に自宅において介護を受ける者とは、労災保険法第19条の2(介護補償給付)に定める「常時介護を受ける場合」に相当する障害を有する者をいう。</p>
14	長期家族介護者 援護金	29条2号	平成7年4月3日基 発第199号 「長期家族介護者 援護金の支給につ いて」	<p>1 支給要件 次の要件のいずれも満たす場合に支給される(ただし、援護金を支給することが適当でないと思われらる一定の者を除く。)</p> <p>(1) 障害等級第1級の障害(補償)年金又は傷病等級第1級の傷病(補償)年金の受給者(ただし、受給期間が10年以上の者に限る。)であつて、次のいずれかに該当していた者の遺族であること。 ① 神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要すること(③に該当する場合を除く。) ② 胸腹部臓器の著しい障害により、常に介護を要すること。③せき髄の著しい障害により、常に介護を要すること。 (2) 妻又は55歳以上若しくは一定の障害の状態にある最先順位の遺族であること(順位等については遺族(補償)年金の支給の場合に準じる。) (3) 遺族(補償)給付を受給することができないこと。 (4) 生活困窮者(所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者であつて、その者を扶養する者がいないか、又はその者を扶養する者が所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者)であること。</p> <p>2 支給額 100万円(援護金の支給を受けることができる遺族が2人以上の場合には、100万円をその数で除して得た額)とする。</p>

各種労災保険給付事務処理の流れ図

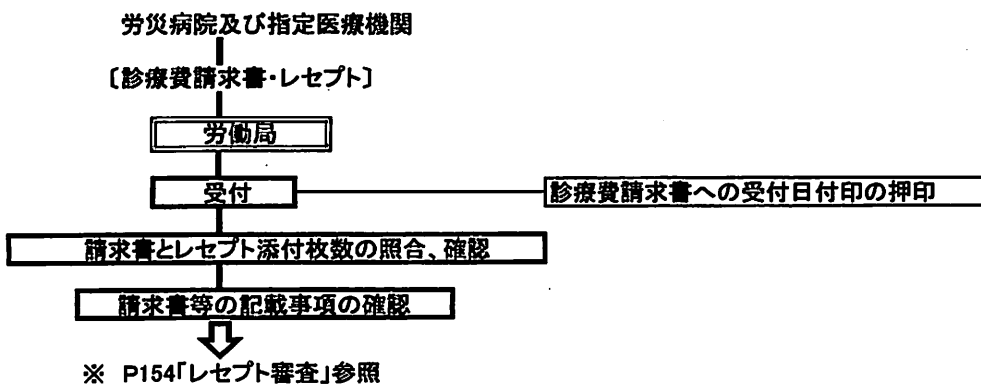
1	療養（補償）給付	
	(1) 療養の給付	153
	レセプト審査	154
	(2) 療養の費用	155
2	休業（補償）給付	156
3	障害（補償）給付	157
4	遺族（補償）給付	158
5	葬祭料（葬祭給付）	159
6	傷病（補償）年金	160
7	介護（補償）給付支給請求	161
8	二次健康診断等給付	162
9	各種保険給付に係る実地調査	163
10	各種保険給付に係る調査結果復命書の作成	165

1 療養(補償)給付

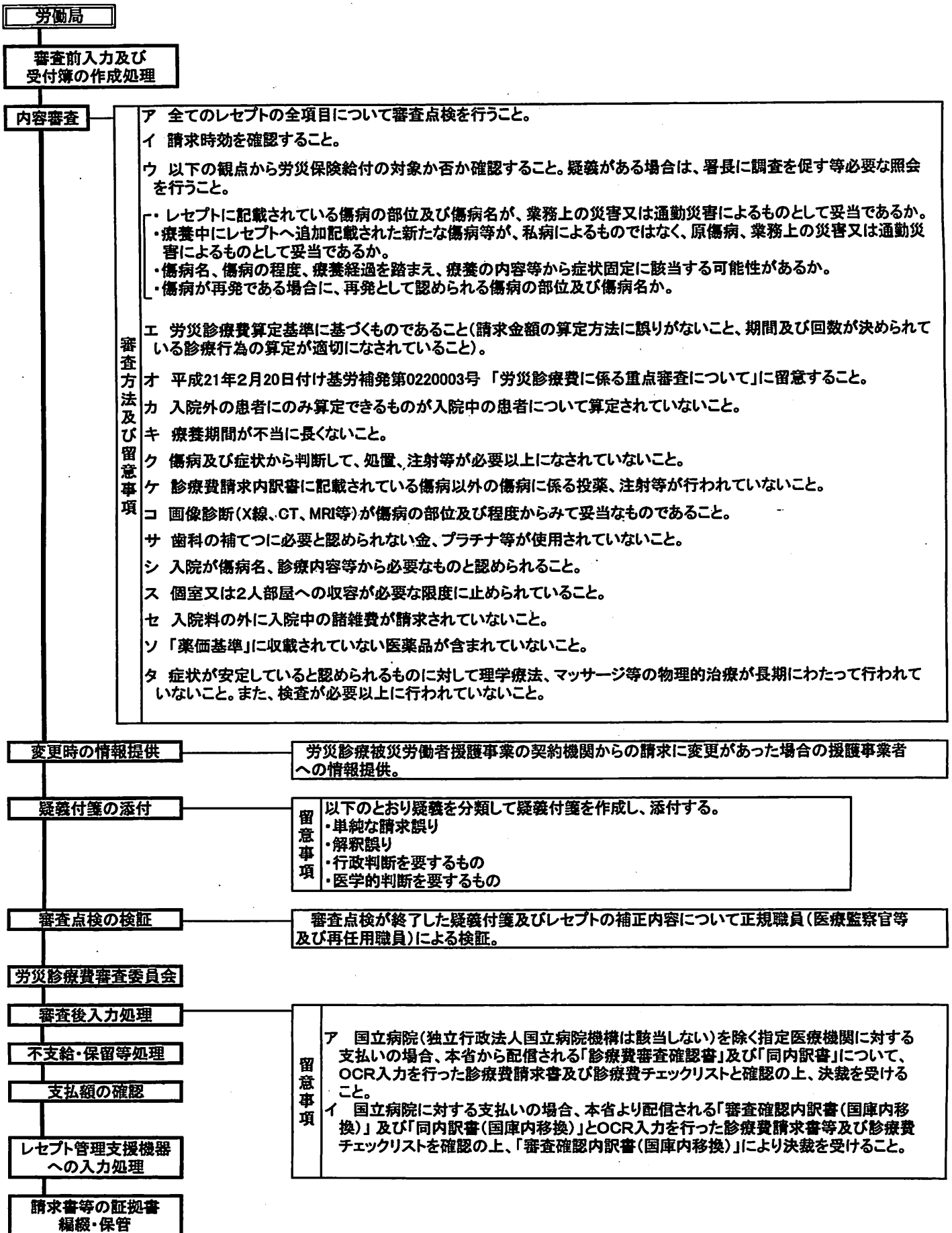
(1) 療養の給付
(初回分)



(継続分)



レセプト審査



(2) 療養の費用

被災労働者等

[療養の費用請求書] → 請求書に証明 → 非指定医療機関等

労働基準監督署

受付 → 受付日付印の押印

OCR入力 → 入力に必要な項目をチェックすること。 ※ 即日又は翌日の入力を徹底すること

形式審査

留意事項	ア 請求書様式の確認
	イ 記載事項、添付資料等の確認 (ア) 記載事項に漏れがないこと。 (イ) 請求人印が明瞭に押されていること(自筆による署名の場合、押印は不要)。 (ウ) 証明欄に事業主印等が明瞭に押されていること(自筆による署名の場合、押印は不要)。 (エ) 領収書や請求書等療養に要した費用を証明する資料が添付されていること。 (オ) 特別加入者の場合、負傷又は発症の年月日等を証明できる書類その他の資料が添付されていること。
	ウ 保険関係の確認
	エ 第2回以降の請求が離職後である場合には、事業主の証明を必要としないこと。 なお、離職後であっても、初回の請求である場合には、事業主の証明が必要であること。

不備返戻手続

留意事項	ア 請求人印、証明印等の漏れ又は請求内容の著しい誤り等補正し難いものは、決裁後、不備返戻を行うこと。
	イ 事業主が証明を拒む等やむを得ない事情がある場合や電話照会等によって補正できるものは、返戻することなく処理すること(電話照会等により補正した場合、その処理経過を請求書の余白等に記載しておくこと)。
	ウ 不備返戻手続を行う場合であってもOCR入力すること。
	エ 不備返戻を要するもの又はOCR入力後にキャンセルの原因となった項目の補正を必要とするものは、保険給付請求書処理簿へ記載すること。

内容審査

留意事項	ア 時効により当該請求権が消滅していないことの確認
	イ 労働者性の確認
	ウ 特別加入の場合は承認の有無の確認
	エ 業務上外、通勤災害の判断
	オ 療養の費用請求書の療養の内訳及び金額の審査(労災診療費算定基準に基づき行うこと)。
	カ 第三者行為災害の場合は、損害賠償の受領や示談の有無の確認

実地調査

請求書の審査において疑義が生じた場合に行うこと。 ⇒ ※ P163「実地調査」参照

決裁

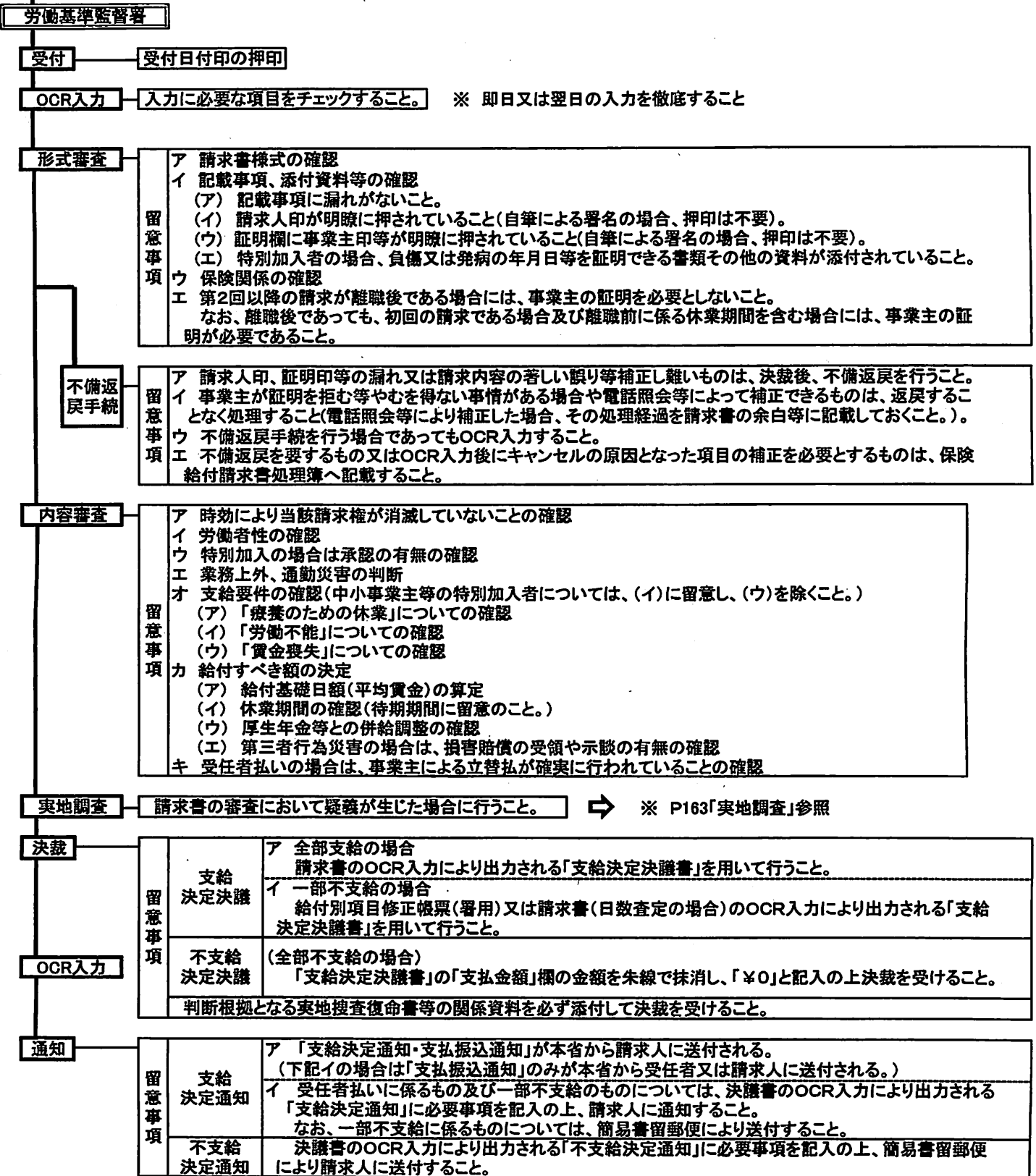
留意事項	支給決定決議	ア 全部支給の場合 請求書のOCR入力により出力される「支給決定決議書」を用いて行うこと。
	不支給決定決議	イ 一部不支給の場合 「支給決定決議書」の「支払金額」欄には支給すべき金額、「増減額」欄には一部不支給となる金額、「備考」欄にはその理由を記入し、決裁を受けること。 (全部不支給の場合) 「支給決定決議書」の「支払金額」欄には「¥0」、「備考」欄には全部不支給の理由を記入し、決裁を受けること。
	OCR入力	判断根拠となる実地調査復命書等の関係資料を必ず添付して決裁を受けること。

通知

留意事項	支給決定通知	ア 「支給決定通知・支払振込通知」が本省から請求人に送付される。 (下記イの場合は「支払振込通知」のみが本省から受任者又は請求人に送付される。)
	不支給決定通知	イ 受任者払いに係るもの及び一部不支給のものについては、決議書のOCR入力により出力される「支給決定通知」に必要事項を記入の上、請求人に通知すること。 なお、一部不支給に係るものについては、簡易書留郵便により送付すること。 決議書のOCR入力により出力される「不支給決定通知」に必要事項を記入の上、簡易書留郵便により請求人に送付すること。

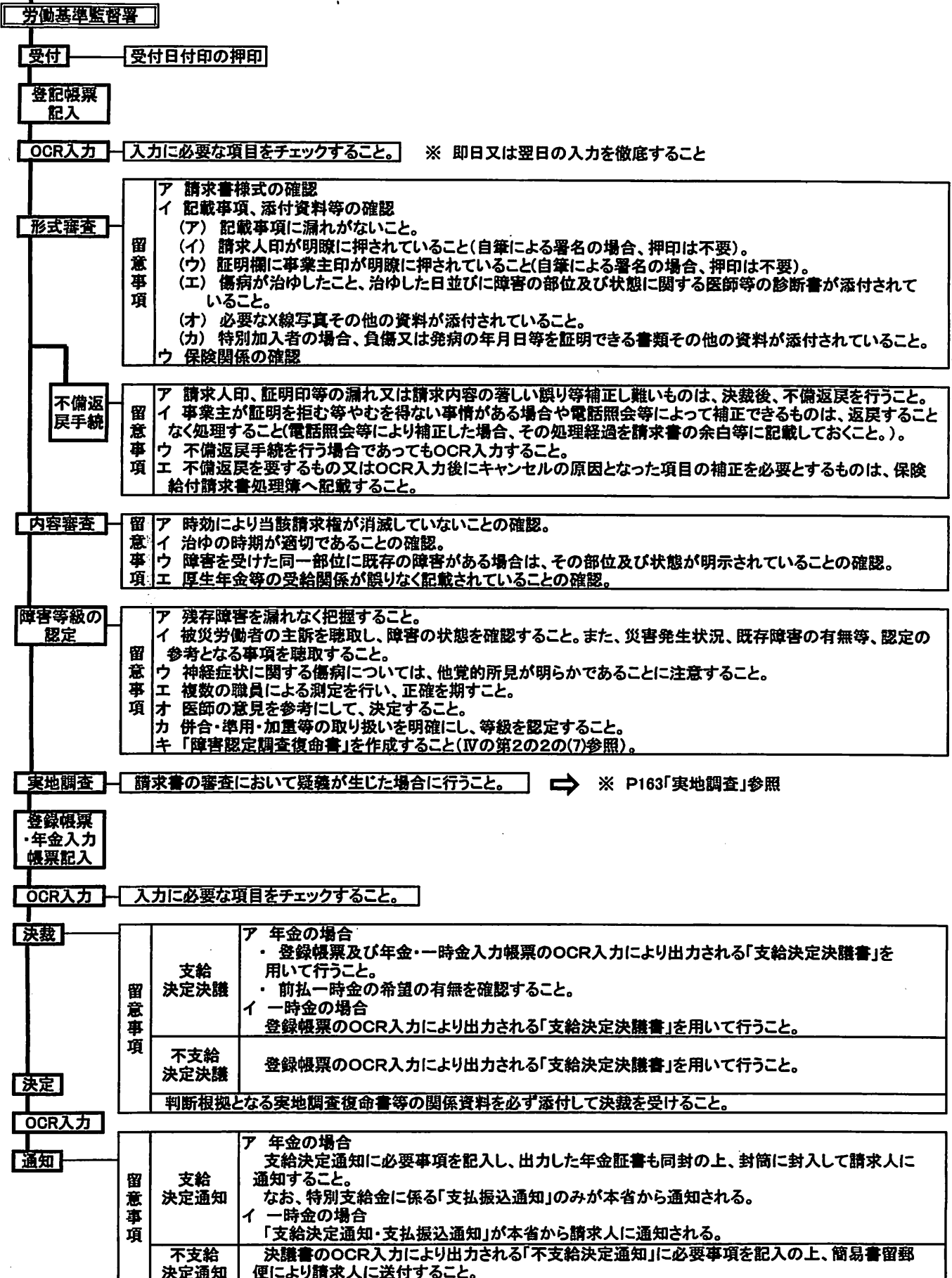
2 休業(補償)給付

休業(補償)給付支給請求書



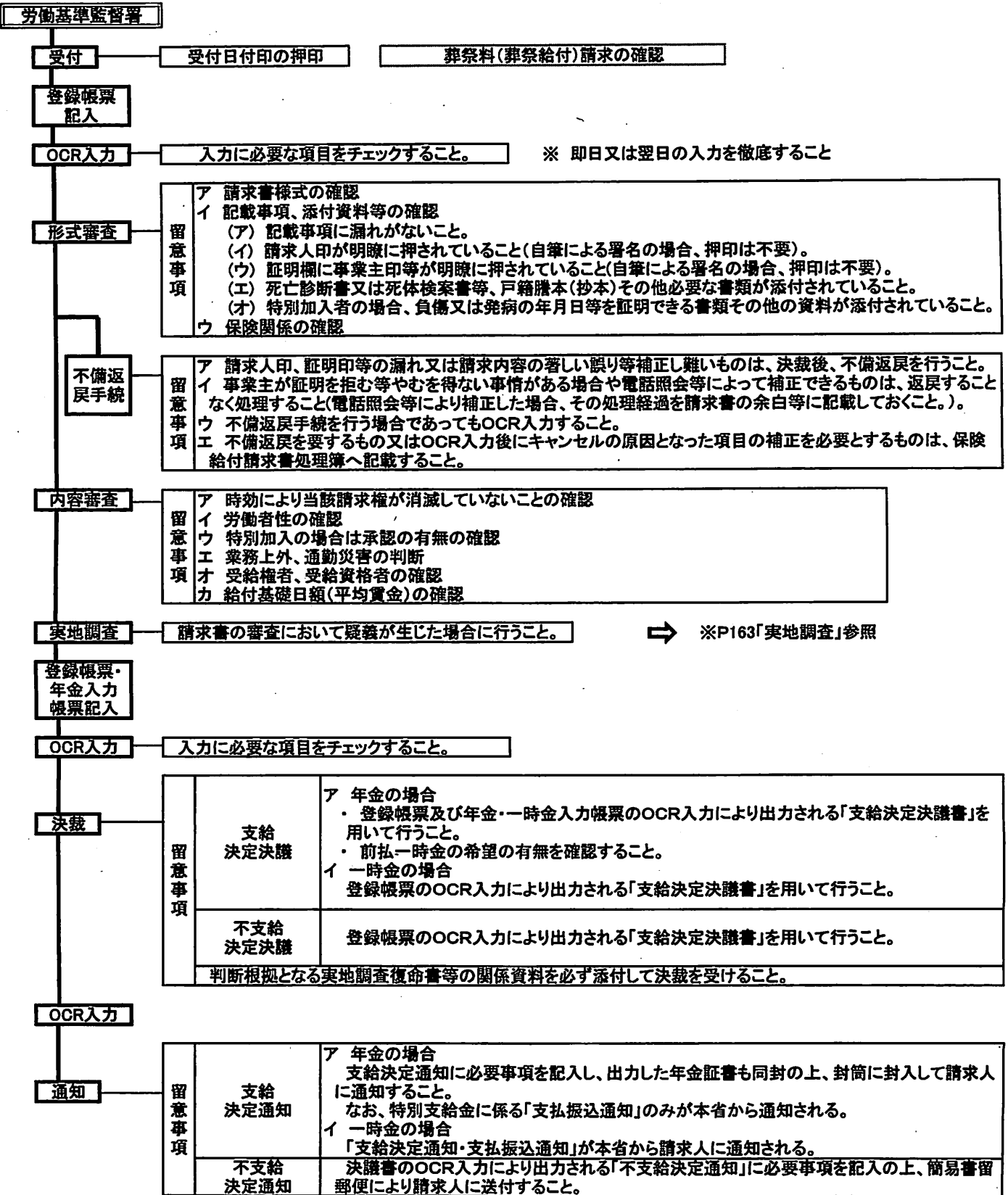
3 障害(補償)給付

障害(補償)給付支給請求書



4 遺族(補償)給付

遺族(補償)給付支給請求書



5 葬祭料(葬祭給付)

葬祭料(葬祭給付)請求書

労働基準監督署

受付 受付日付印の押印 遺族(補償)給付請求の確認

登録帳票記入

OCR入力 入力に必要な項目をチェックすること。 ※ 即日又は翌日の入力を徹底すること

形式審査 留意事項
 ア 請求書様式の確認
 イ 記載事項、添付資料等の確認
 (ア) 記載事項に漏れがないこと。
 (イ) 請求人印が明瞭に押されていること(自筆による署名の場合、押印は不要)。
 (ウ) 証明欄に事業主印等が明瞭に押されていること(自筆による署名の場合、押印は不要)。
 ウ 保険関係の確認

不備返戻手続

留意事項
 ア 請求人印、証明印等の漏れ又は請求内容の著しい誤り等補正し難いものは、決裁後、不備返戻を行うこと。
 イ 事業主が証明を拒む等やむを得ない事情がある場合や電話照会等によって補正できるものは、返戻することなく処理すること(電話照会等により補正した場合、その処理経過を請求書の余白等に記載しておくこと)。
 ウ 不備返戻手続を行う場合であってもOCR入力すること。
 エ 不備返戻を要するもの又はOCR入力後にキャンセルの原因となった項目の補正を必要とするものは、保険給付請求処理簿へ記載すること。

内容審査

留意事項
 ア 時効により当該請求権が消滅していないことの確認(時効は2年であることに留意すること)
 イ 労働者性の確認
 ウ 特別加入の場合は承認の有無の確認
 エ 業務上外、通勤災害の判断
 オ 受給権者の確認
 カ 給付基礎日額(平均賃金)、支給額の確認 (「①給付基礎日額30日分+315,000円」又は「②給付基礎日額60日分」) ※①の額が、②の額に満たない場合には、②の額とすること。)

実地調査 請求書の審査において疑義が生じた場合に行うこと。 ⇨ ※ P163「実地調査」参照

登録帳票記入

OCR入力 入力に必要な項目をチェックすること。

決裁 留意事項
 支給決定決議 登録帳票のOCR入力により出力される「支給決定決議書」を用いて行うこと。
 不支給決定決議 登録帳票のOCR入力により出力される「支給決定決議書」を用いて行うこと。
 判断根拠となる実地調査復命書等の関係資料を必ず添付して決裁を受けること。

OCR入力

通知 留意事項
 支給決定通知 「支給決定通知・支払振込通知」が本省から請求人に送付される。
 不支給決定通知 決議書のOCR入力により出力される「不支給決定通知」に必要事項を記入の上、簡易書留郵便により請求人に送付すること。

6 傷病(補償)年金

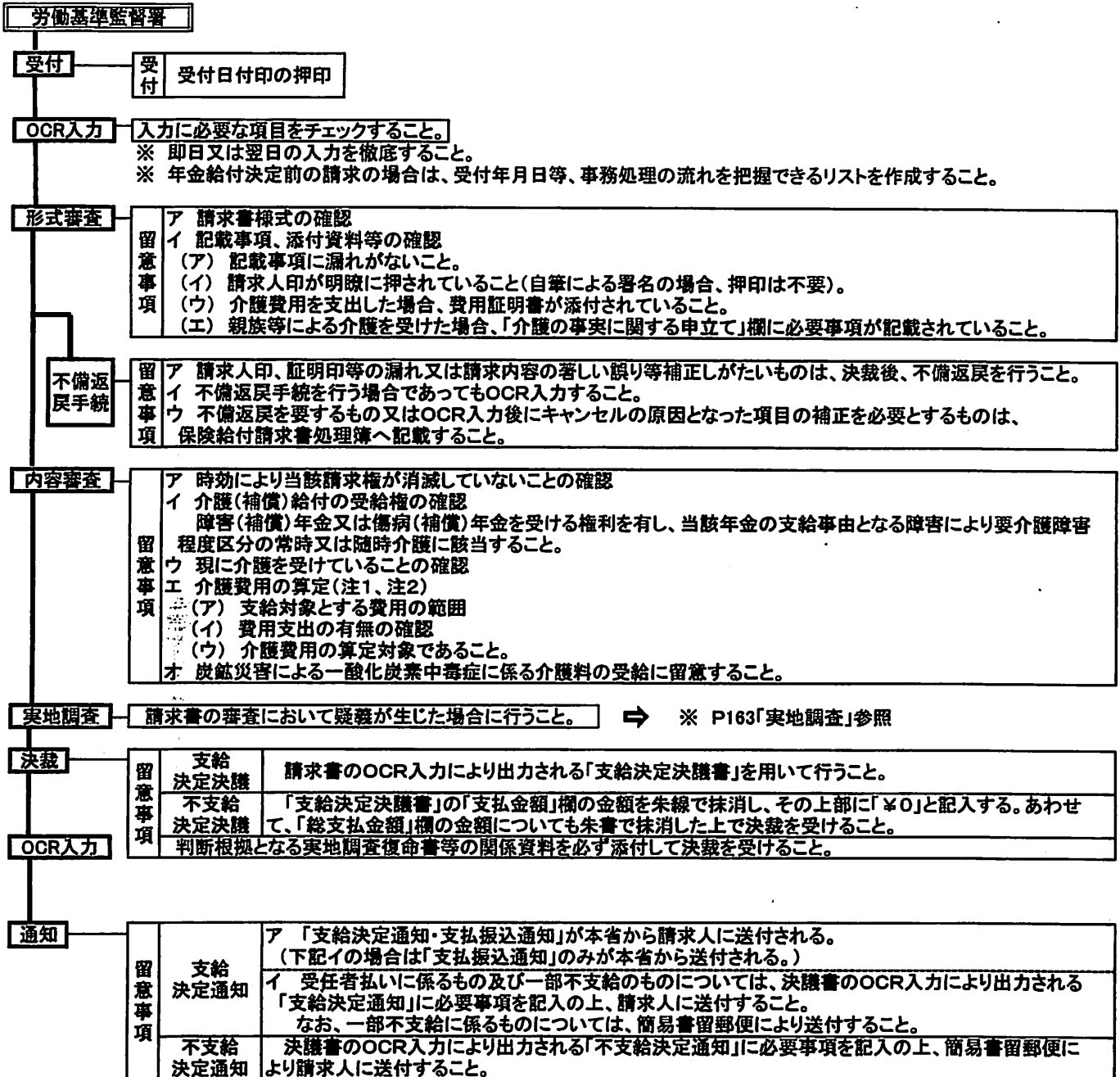
労働基準監督署

長期療養者の把握	<p>留意事項</p> <p>本省から配信される適正給付管理名簿により、 ア 療養開始後満1年を経過する者、 イ そのうち療養開始後1年6か月を経過すると予測される者 ウ 傷病(補償)年金に移行すると予測される者 を把握すること。 ※ 把握にあたり、下記の傷病を区分して把握すること。 ① じん肺患者であってじん肺管理区分が管理4に該当する者又はじん肺管理区分が管理2又は管理3で合併症にかかっていると認められる者 ② せき髄損傷患者 ③ その他の傷病により長期の療養を要すると見込まれる者</p>				
傷病の状態等に関する届	<p>留意事項</p> <p>休業(補償)給付の支給を受ける労働者のうち、療養開始後1年6か月を経過しているものに対し、次のア～ウを送付し、療養開始後満1年6か月を経過した月から1か月以内に傷病の状態等に関する届を求めること。 ア 傷病の状態等に関する届書の提出について(年金通知様式第1号) イ 傷病の状態等に関する届(告示様式第16号の2) ウ 傷病の種類別の診断書(年金通知様式第2号の1、第3号、第4号)</p>				
確認	<p>留意事項</p> <p>傷病の状態等に関する届について、以下の確認を行うこと。 ア 記載事項に漏れがないこと イ 印が明瞭に押されていること(自筆による署名の場合、押印は不要)。 ウ 傷病の状態に関する医師の診断書が添付されていること。</p>				
実地調査又は受診命令	<p>留意事項</p> <p>ア 次の場合は実地調査を行うこと。 (ア) 傷病の状態等の届書の提出がない場合 (イ) 傷病の状態等の届書の記載内容が不明確で給付の決定ができない場合 イ 必要と認めるときは、専門医による診断を受けさせること。 (ア) 受診命令に当たっては、あらかじめ依頼先と連絡し、受診予定日等を打ち合わせておくこと。 (イ) 依頼先に対しては、診断依頼書、障害等級等認定関係費用請求書及び診断書を送付すること。 (ウ) 労働者に対しては、受診命令書(年金通知様式第5号)を送付すること。</p>				
内容審査	<p>留意事項</p> <p>ア 負傷又は疾病が治っていないこと。 イ 傷病を受けた同一部位に既存の障害がある場合は、その部位及び状態が明示されていること。 ウ 移行予定者がじん肺患者である場合は、地方じん肺診査医の意見を徴すること。</p>				
傷病等級の確認	<p>留意事項</p> <p>負傷又は疾病による障害の状態の程度が、傷病等級に該当すること。 ア 被災労働者の主訴を聴取し、障害の状態を確認すること。また、災害発生状況、既存障害の有無等、認定の参考となる事項を聴取すること。 イ 神経症状に関する傷病については、他覚的所見が明らかであることに注意すること。 ウ 複数の職員による測定を行い、正確を期すこと。 エ 医師の意見を参考にして、決定すること。</p>				
OCR入力					
決裁	<p>留意事項</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="272 1503 478 1581">支給決定決議</td> <td data-bbox="478 1503 1447 1581">ア 登録帳票及び年金・一時金入力帳票のOCR入力により出力される「支給決定決議書」を用いて行うこと。 イ 傷病等級に該当するに至った時に遡及して支給決定すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1581 478 1671">不支給決定決議</td> <td data-bbox="478 1581 1447 1671">登録帳票のOCR入力により出力される「支給決定決議書」を用いて行うこと。</td> </tr> </table> <p>判断根拠となる実地調査復命書等の関係資料を必ず添付して決裁を受けること。</p>	支給決定決議	ア 登録帳票及び年金・一時金入力帳票のOCR入力により出力される「支給決定決議書」を用いて行うこと。 イ 傷病等級に該当するに至った時に遡及して支給決定すること。	不支給決定決議	登録帳票のOCR入力により出力される「支給決定決議書」を用いて行うこと。
支給決定決議	ア 登録帳票及び年金・一時金入力帳票のOCR入力により出力される「支給決定決議書」を用いて行うこと。 イ 傷病等級に該当するに至った時に遡及して支給決定すること。				
不支給決定決議	登録帳票のOCR入力により出力される「支給決定決議書」を用いて行うこと。				
OCR入力					
通知	<p>留意事項</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="272 1749 478 1827">支給決定通知</td> <td data-bbox="478 1749 1447 1827">支給決定通知に必要な事項を記入し、出力した年金証書も同封の上、封筒に封入して請求人に通知すること。 なお、特別支給金に係る「支払振込通知」のみが本省から通知される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1827 478 1877">不支給決定通知</td> <td data-bbox="478 1827 1447 1877">決議書のOCR入力により出力される「不支給決定通知」に必要な事項を記入の上、簡易書留郵便により請求人に送付すること。</td> </tr> </table>	支給決定通知	支給決定通知に必要な事項を記入し、出力した年金証書も同封の上、封筒に封入して請求人に通知すること。 なお、特別支給金に係る「支払振込通知」のみが本省から通知される。	不支給決定通知	決議書のOCR入力により出力される「不支給決定通知」に必要な事項を記入の上、簡易書留郵便により請求人に送付すること。
支給決定通知	支給決定通知に必要な事項を記入し、出力した年金証書も同封の上、封筒に封入して請求人に通知すること。 なお、特別支給金に係る「支払振込通知」のみが本省から通知される。				
不支給決定通知	決議書のOCR入力により出力される「不支給決定通知」に必要な事項を記入の上、簡易書留郵便により請求人に送付すること。				

(注) 引き続き休業(補償)給付を支給することとなった者に対しては、毎年1月1日～1月末日までのいずれかの日の分を含む休業(補償)給付請求書の提出の際に、請求書に添えて、傷病の状態等に係る報告書(告示様式第16号の5)の提出を求めること。

7 介護(補償)給付支給請求

介護(補償)給付支給請求



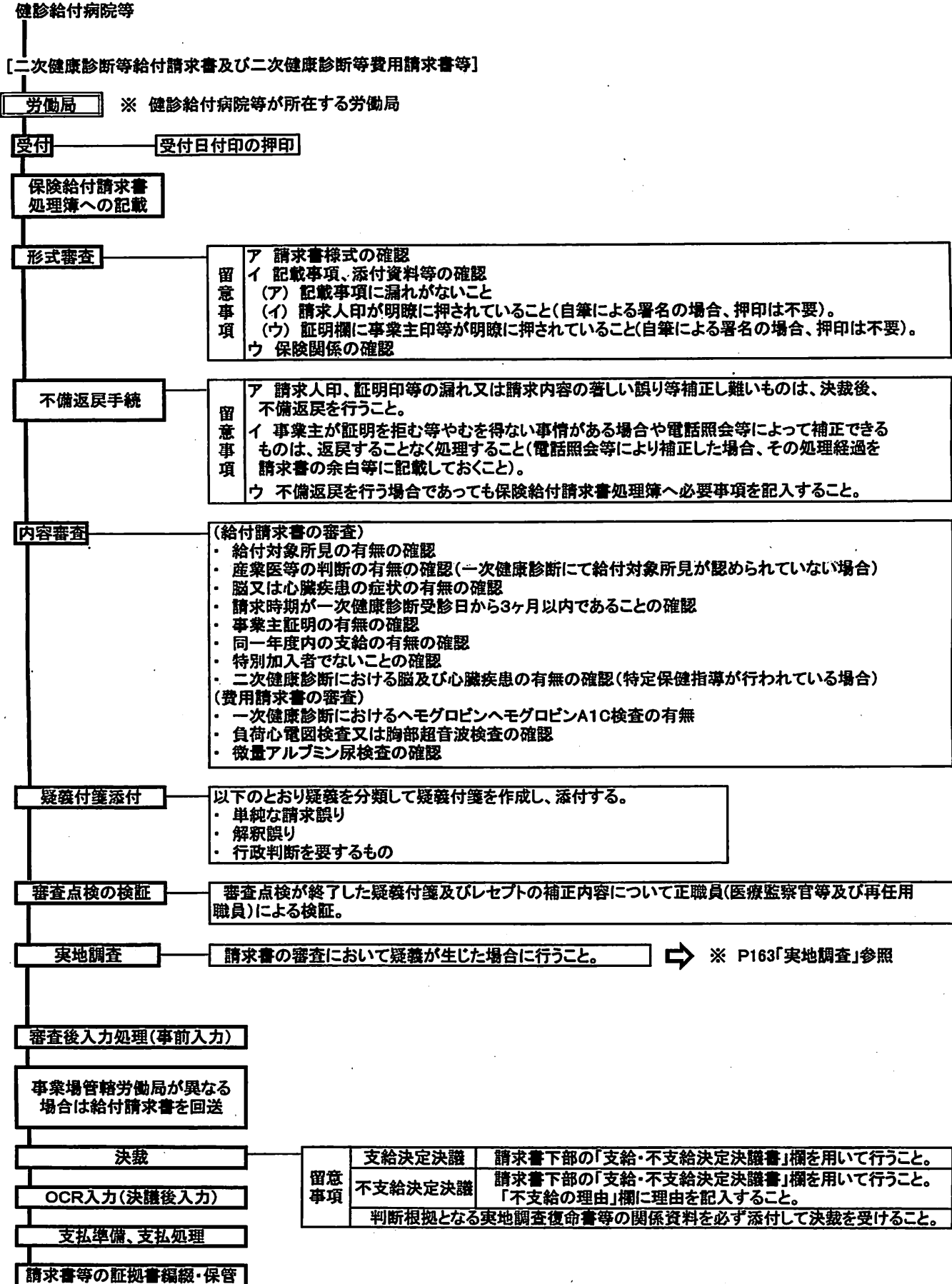
(注)1 介護(補償)給付の支給対象とならない施設

介護老人福祉施設、障害者支援施設又は原子爆弾被爆者特別養護ホーム

2 上記以外の施設については、当該施設に支払う費用の中に介護費用分が明確に区分して計上されているときには、当該介護費用分を介護(補償)給付の実費額の算定対象とするともに、外部から看護師・家政婦等の介護人の派遣を受けるなどにより介護費用を支出して介護を受ける場合については当該介護費用を介護(補償)給付の実費額の算定対象とするものとする。

ただし、療養(補償)給付の看護料とは併給することができないことに留意すること。

8 二次健康診断等給付



9 各種保険給付に係る実地調査（Ⅳの第2の1、Ⅴの各給付ごとの「審査上の要点」、Ⅵの第8参照）

留意事項	1 疑義が生じた場合は、事業場、診療機関等に出張しての災害発生状況・原因等の調査、関係帳簿等の点検、関係者からの事情聴取等の実地調査を行うこと。 2 調査の対象及び要点を的確に把握し、時期を逸することのないよう注意すること。 3 必要に応じ、労災医員・労災協力医などの専門医の意見を聞く等適切に対応すること。
------	--

疑義発生

①共通の調査

調査項目	調査内容
ア 災害発生の有無（既往の傷病にもかかわらず、災害発生状況を偽って請求していないか）	災害発生の有無について、現認者からの聴取、災害発生現場の調査、主治医等への照会、消防官署に対する救急出動の有無・内容の照会等により調査すること。
イ 負傷又は傷病の罹患の有無	負傷又は傷病の罹患の有無について、現認者からの聴取、主治医等への照会、消防官署に対する救急出動の有無・内容の照会等により調査すること。
ウ 業務遂行性等の有無 ・ 業務災害の場合 ・ 通勤災害の場合	災害発生日時を確認するとともに、出勤簿、タイムカード、賃金台帳等を検査し、次の事項を調査すること。 ・ 災害が勤務外の日時に生じたものでないか。 ・ 通勤以外の日時や逸脱・中断後に生じたものでないか。
エ 業務起因性等の有無（災害発生の原因が、次のようなものでないか。） ・ 事業主又は労働者の故意によるもの ・ 労働者の私的な行為によるもの ・ 請求人と共謀した第三者の行為によるもの	災害発生の原因が、左記のようなものでないか等を、災害発生現場の調査、現認者からの聴取等により調査すること。 なお、被災労働者のほか、必要に応じて事業主、同僚労働者等について調査すること。
オ 療養又は休業の必要性	療養又は休業の必要性の有無について、主治医への照会、関係者からの聴取等により調査すること。 ・ 長期療養者で症状が軽快していると思われる者については、特に療養の必要性のみならず、休業の必要性について調査すること。 ・ 休業中であるはずの被災労働者の就労等について情報があつた場合には、就労の有無を事業主等に確認すること。
カ 給付基礎日額（Ⅳの第3の1参照）	賃金額、賃金締切日、雇入年月日、常用・日雇の別について、賃金台帳、出勤簿、就業規則、関係者からの聴取等により確認すること。 ・ 算入すべきでないものを算入していないかも調査すること。 ・ 賃金額が本人の年齢、経験等からみて高すぎるものについては賃金額に誤りがないか確認すること。
キ その他	・ 労働者性（Ⅳの第1の4参照）等について、請求人、事業主、同僚労働者からの聴取、賃金台帳、出勤簿、雇入通知書・契約書などの関係書類の点検等により調査すること。 ・ 事業主又は医師等の証明がない場合については、事業主からの聴取、主治医への照会等により調査すること。

②給付別調査

種別	調査内容
療養（補償）給付	療養の継続の要否、入院療養の要否、治ゆ等の判断 ・ 主治医に診断書の提出を求める場合は、所定の様式により提出依頼等を行うこと。
休業（補償）給付	ア 業務上外又は通勤災害該当の有無 イ 労災保険法第13条・第22条に規定する範囲内の療養を行っていること ウ 労働することができない状態にあること ・ 傷病の経過等から労働不能の期間が妥当であるか判断すること。 ・ 休業の有無については出勤簿等により確認すること。 ・ 休業の必要性の有無については医師への意見照会、労働者からの聴取等により調査すること。 ・ 傷病名からして休業期間が長い・休業を必要としないと思われるものについては、労働不能の程度等について、主治医及び労働者の調査を行うこと。 エ 賃金を受けなかったこと ・ 特に月給者について、休業期間中に賃金が支払われていないかを賃金台帳等により確認すること。 オ 休業期間 カ 給付基礎日額（①のカ参照） キ 障害厚生年金等の受給関係（特に療養が長期にわたる者について確認すること）

障害 (補償) 給付	<p>ア 傷病が治ったこと及び治った日</p> <p>イ 傷病が治ったときにおける障害の部位及び状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書、地方労災医員等の専門医の意見書に基づき認定すること。 ・ 複雑な機能障害あるいは神経障害等高度な医学的診断を要するものについては、原則として地方労災医員等の専門医の意見書を求めること。 <p>なお、次の①～③のすべてに該当する場合は、原則として実地調査を要しないこと。</p> <p>①障害が器質的なものに限られ障害の程度が明らかな事案</p> <p>②既存障害のないことが明らかな事案</p> <p>③障害の程度が一時金に該当する事案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書の記載が十分でないとは判断される場合には、被災労働者の主訴も聴取する必要があること。 <p>ウ 障害を残したところと同一部位の既存障害の有無及びその状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存障害の有無が不明な場合には、事業場で保管されている健康診断結果等も確認すること。 <p>エ 障害厚生年金等の受給関係</p>
遺族 (補償) 給付	<p>ア 受給権者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人の受給順位、請求人以外に同順位者がいないか及び遺族の障害の有無について、戸籍謄本並びに本人及び遺族その他の関係者から確認すること。 ・ 請求人が「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」であるときには、その事実を父母、事業主、同居者等から確認すること。この場合、子の有無、内縁関係の期間及び共同した経済生活の有無についても調査すること。 ・ 請求人が被災者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者であるかどうかは、家庭の状況を調査するとともに、請求人の生計に要する費用の額及び請求人が被災者から与えられた生計に用いるための費用の額を、家計簿、領収書等によって確認すること。 ・ 被災者と請求人が「重婚的内縁関係」にあるときは、届出による婚姻関係にあった者、事実上の婚姻関係にあったとみられる者及びこれらの者の関係者等を調査すること。 <p>イ 給付基礎日額（①のカ参照）</p>
葬祭料 (葬祭 給付)	<p>ア 受給権者</p> <p>請求人が事業主その他の者であるときは、次の要領により調査すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 葬祭を行う遺族がいなかったため事業主その他の者が行ったものであることを調査すること。 ・ 事業主が儀礼的、恩恵的に社葬を行った場合には、保険給付の対象とならないことから、就業規則、会社内規等により葬祭の趣旨を確認すること。 <p>イ 給付基礎日額（①のカ参照）</p>
傷病 (補償) 年金	<p>ア 負傷又は疾病が治っていないこと</p> <p>イ 負傷又は疾病による障害の程度が、傷病等級に該当すること</p> <p>ウ イの状態が、その後6か月以上引き続くと見込まれること</p>
介護 (補償) 給付	<p>ア 介護(補償)給付の支給対象者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護障害程度区分の常時介護・随時介護のいずれの区分に該当するかも調査すること。 <p>イ 現に介護を受けていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護に従事した者の介護の事実についての申立て、費用証明書により確認すること。 <p>ウ 介護費用の支払の有無及び支払額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用証明書により確認すること。 ・ 賃金、日当、謝金、交通費等の実費を対象とすること。

実地調査復命書の作成

留意事項	<p>ア 実地調査を行った場合及び関係者の出頭を求め関係帳簿等について調査した場合に、遅滞なく作成すること。</p> <p>イ 調査に際して収集した資料等(写真、タイムカード、見取図、工程表等)を添付すること(収集した資料は、「いつ」、「誰から」提供されたものか明らかにしておくこと。)</p>
------	---

実地調査復命書等の編綴

留意事項	<p>ア 年度ごとに一連番号を付し、番号順に編綴すること。</p> <p>イ 復命書綴には索引を作成すること。</p> <p>ウ 年金関係、介護(補償)給付に係る復命書は、個人別年金ファイルに編綴すること。</p>
------	---

10 各種保険給付に係る調査結果復命書の作成（Ⅳの第2の2参照）

留意事項	<p>1 調査結果復命書は、調査結果を取りまとめ、署長に報告するための文書である。</p> <p>2 調査の最終段階において、結果を取りまとめるに当たっては、以下に留意して調査結果復命書を作成すること。</p> <p>3 その他、次の調査等を行った場合にも、調査結果復命書を適宜作成すること。</p> <p>① 請求書の記載内容についての確認調査</p> <p>② 関係事業場、医療機関等に対する実地調査</p> <p>③ 請求人、事業主、同僚労働者、現認者等からの聴取</p> <p>④ 主治医、労災医員等に対する意見照会</p>
------	--

調査の実施

実地調査復命書の作成

留意事項	<p>・ 署長が的確な保険給付の決定等を行うため、復命書には、決定に必要な情報を理由と根拠を示して記載する必要があること。</p> <p>・ 労災保険給付の決定は行政処分であり、法令・通達等に定めた要件を満たした場合に、法令に定められた効果が生じるという関係にあるから、復命書では、定められた要件を満たしているかどうかについて、要件ごとに理由と根拠を明示しつつ、調査結果を明らかにすること。</p>
------	---

記載すべき事項	記載すべき内容
1 調査すべき要件の概要	<p>結論を出すために必要な調査に係る各要件の概要を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定基準が定められている傷病であれば、当該認定基準の概要を示し、どのような調査結果になった場合に、支給決定等を行うのかを明示すること。 ・ 請求人が認定基準に定められていない事項を考慮すべきであると主張している場合には、その主張の概要を記載すること。
2 各要件に係る調査結果	<p>各要件に係る調査結果を明示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 結論である要件の充足の有無の判断を先に書き、次にその根拠となる事実認定を根拠ととともに記載すること。
①要件の充足の有無の判断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体としての結論だけでなく、要件ごとに調査結果に基づいて、当該要件を充足しているか否かの判断を記載すること。 ・ 請求人が、認定基準に定められていない事項を考慮すべきであると主張している場合には、当該事項についてもその該当の有無や、これを考慮することの適否を記載すること。
②事実認定と根拠	<p>ア 合理的な事実認定 事実認定は、できる限り客観的な資料を収集した上で、関係者の供述や同業他社等の実態を踏まえて、合理的な事実認定を行い、その結果を記載すること。</p> <p>イ 関係者の供述の取扱い 関係者の供述は、支給要件等を判断する上で必要なものについて、簡潔にその要点を示すこと。関係者の供述が異なっており一方を採用する場合には、当該供述を採用する理由を記載すること。 また、聴取書の内容と調査結果復命書の内容に整合性があるか確認し、整合性に欠ける場合は追加の聴取等必要な調査を行うこと。</p> <p>ウ 医証の取扱い 医証については、その要点を正確に引用すること。複数の医証の見解が異なり一方の医証を採用する場合には、当該医証を採用する根拠を明らかにすること。</p> <p>エ 通達等に基準が示されていない場合等は、事前に本省に相談するとともに、判断及びその根拠を特に明らかにしておくこと。</p>
3 2の結果に基づく結論等	<p>法令・通達に定める支給要件ごとの充足の有無の判断をもとに、結論として支給決定するか、不支給決定するか等の処理方針案を記載すること。</p>

障害(補償)給付に係る調査結果復命書の作成の留意点

- ア 残存する単一障害の部位・系列
調査結果復命書には、残った単一障害とその系列を漏れなく明記すること。
調査結果復命書に漏れなく単一障害が記載されているか確認することができるよう、障害(補償)給付請求書裏面の診断書の写しを調査結果復命書に添付すること。
- イ 単一障害の障害等級とその根拠
単一障害の障害等級については、単に等級を記載するのではなく、等級認定の根拠を記載すること。
この場合、単に「関節の機能に障害を残すもの」に当たるからと記載することとせず、その評価が妥当か検証できる情報を記載すること。
例えば、主要運動及び参考運動に係る関節可動域の測定結果、当該測定の自動・他動の別、可動域制限の原因、測定者(主治医、地方労災医員、職員等)等を記載すること。
- ウ 障害等級決定の過程
身体障害が2以上ある場合には、単に結論として準用第〇級、併合第〇級と記載するのではなく、どのようにして障害等級を決定したのか、その過程を明記すること。

様 式

1 請求書の不備返戻について	169
2 保険給付請求書処理簿	171
3 診断及び意見書提出の依頼について	172
4 診断書提出の依頼について	174
5 意見書の提出依頼について	176
6 意見書の提出について	177
7 保険給付記録票(継続、有期、通勤災害用)	178
8 一時差止め通知書	181
9 内払・充当処理決議書	182

病 院 長 殿
診 療 所

番号	
----	--

労働基準監督署長

診断及び意見書提出の依頼について

下記の者にかかる保険給付に関し必要がありますので、
下記の事項について診断のうえ、その結果を別添の意見
書によりご回答下さるよう依頼します。

(なお、本件の費用については別添の請求書によりご請
求下さい。)

記

労働保険 番号		労働者の 氏名、年令	(歳)
事業場の 名称		労働者の 住 所	
最終診療 機関名		労働者の 職 種	
傷 病 名		負傷 発病年月日	平成 年 月 日 昭和

診
断
事
項

年 月 日

番号	
----	--

病 院 長 殿
診 療 所

労働基準監督署長

診 断 書 提 出 の 依 頼 に つ い て

下記の者にかかる保険給付に関し必要がありますので、
診療担当医師による傷病の状態に関する診断書を提出下
さるよう依頼します。

(なお、診断書に要する費用については別添の請求書に
よりご請求下さい。)

記

労働保険 番号		労働者の 氏名、年令	(歳)
事業場の 名称		労働者の 住 所	
診 療 機 関 名		労働者の 職 種	
傷 病 名		負傷 発病年月日	昭和 年 月 日 平成
提出期限	年 月 日	担 当 者 官 職 氏 名	

基署発第 号
平成 年 月 日

病 院
診療所

殿

労働基準監督署長 印

意見書の提出依頼について

下記の者にかかる保険給付の決定について必要がありますので、下記の事項について **診断判断** のうえ、その結果を同封の意見書によりご回答くださるよう依頼します。

なお、ご参考までに同封しました下記の添付書類をご閲覧のうえ、意見書送付の際あわせてご返却ください。

おって、本件の費用については、同封の請求書によりご請求くださるよう申し添えます。

記

労働保険 番 号		労働者の 氏名、年齢	(歳)
事業場の 名 称		労働者の 住 所	
最終診療 機 関 名		労働者の 職 種	
傷 病 名		負傷 発病 年月日	平成 年 月 日
依 頼 事 項		
		
		
		
		
		
		
		
添 付 書 類	1	2	3 4
提 出 期 限	平成 年 月 日	担当者官職氏名	

(三三・七・二二 基発第四五四号)

保険給付記録票 (続)

労働保険 番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

氏名	男女	生年月日	調査
災害日時	年	月	日
傷病名	補助+		
給付基礎日額	円	スライド関係	
特別給与の総額	円		
算定基礎日額	円		

種別	受付番号	支給決定年月日	決定金額 (内払金額)	備考 (内払処理番号)
障害補償 前払 一時金		・	円	級号
遺族補償 前払 一時金		・		
葬祭料		・		
傷病補償年金		・		級号 治・死亡年月日

厚生年金等受給関係	
年金の種類	厚年・国年・船員
所轄社会保険 事務所等	
基礎年金番号・ 厚年等の年金証書 の年金コード	
支給額	支給開始年月日
円	・
円	・
支給制限	費用徴収

社会復帰促進等事業関係
記事 (振込口座番号等)

労働保険 番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
------------	----	----	----	------	-----

保険給付記録票 (有)

氏名	男女	生年月日	調査		
災害日時	年	月	日	時	補助キ-
傷病名					
給付基礎日額	円	スライド関係			
特別給与の総額	円				
算定基礎日額	円				
種別	年月日	復命書番号			

種別	受付番号	支給決定年月日	決定金額 (内払金額)	備考 (内払処理番号)
障害前償一年一時金		・	円	級号
遺族前償一年一時金		・		
葬料		・		
傷病前償年金		・		級号 治中・死亡年月日

厚生年金等受給関係	
年金の種類	厚年・国年・船員
所轄事務所等	
基礎年金番号・厚年等の年金証書の年金コード	
支給額	支給開始年月日
円	・
円	・
支給制限	費用徴収

社会復帰促進等事業関係	
記 事 (振込口座番号等)	

労働保険 番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

保険給付記録票

(通勤災害用)

氏名	男女	生年月日	調査		
災害日時	年	月	日	時	補助キー
傷病名					
給付基礎日額	円	スライド関係			
特別給与の総額	円				
算定基礎日額	円				
種別	年月日	復命書番号			
	・				
	・				
	・				
	・				

種別	受付番号	支給決定年月日	決定金額 (内払金額)	備考 (内払処理番号)
障害 前払 一時 年金		・	円	級号
遺族 前払 一時 年金		・		
葬祭給付		・		
傷病年金		・		級号 治ゆ・死亡年月日

厚生年金等支給関係		社会復帰促進等事業関係	
年金の種類	厚年・国年・船員		
所轄年金事務所			
基礎年金番号・ 厚年等の年金証書 の年金コード			
支給額	支給開始年月日		
円	・		
円	・		
支給制限	費用徴収		
		記 事 (振込口座番号等)	

殿

労働基準監督署長

労働者災害補償保険の年金たる保険給付及び特別 支給金の支払の一時差止めについて（通知）

労働者災害補償保険の年金たる保険給付の受給権者にあつては、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第12条の7、労働者災害補償保険法施行規則第21条及び昭和63年労働省告示第109号又は昭和63年労働省告示第110号に基づき、毎月1回、 月末日までの間に「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」（以下「報告書」という。）を提出していただくことになっています。

ところで、貴殿からの報告書が期限までに提出されないため、その提出方について、 年 月 日付けで督促したところですが、未だに報告書の提出がありません。このため、報告書が提出されるまでの間、労災保険法第47条の3の規定に基づき、 年 月支払分以後の（補償）年金の支払を一時差し止めることとしたので通知します。

なお、年金たる特別支給金（ 特別年金）についても（補償）年金と同様、労働者災害補償保険特別支給金支給規則第20条の規定に基づき、その支払を一時差し止めることとなるので併せて通知します。

（補償）年金の支払の一時差止め処分不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に 労働局長に対して審査請求をすることができます。（処分があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

内 払 ・ 充 当 処 理 決 議 書

署 長	次 長	課 長	係 長	係

年 月 日

整理番号 号
(給付記録票に同番号を記入のこと)

別紙請求書（申請書）に係る保険給付・特別支給金の支払に当たって下記のとおり過払額があるので内払・充当処理をしてよろしいかお伺いします。

記

1 労働者の氏名		2 労働保険番号		府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号		枝 番 号		
3 過払をした保険給付等	① 支給を受ける権利を失った保険給付又は支給を受けられなくなった特別支給金の種類（該当する欄所に○印を付す）	保 険 給 付				特 別 支 給 金					
		イ 障害補償年金 ロ 傷病補償年金 ハ 遺族補償年金 ニ 休業補償給付	ホ 障害年金 ヘ 傷病年金 ト 遺族年金 チ 休業給付	イ 障害特別年金 ロ 傷病特別年金	ハ 遺族特別年金 ニ 休業特別支給金						
	② 上記過払の支払内訳及び過払が生じた事由	給付基礎日額	円			算定基礎日額	円				
		支払期間	日数	支払年月日	金額	支払期間	日数	支払年月日	金額		
		・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	日	・ ・ ・	円	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	日	・ ・ ・	円		
		・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	日	・ ・ ・	円	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	日	・ ・ ・	円		
合計支払済額	日	④	円	合計支払済額	日	④'	円				
③ 上記に対応する正当な支給額	支払期間	日数	支払年月日	金額	支払期間	日数	支払年月日	金額			
	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	日	・ ・ ・	円	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	日	・ ・ ・	円			
	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	日	・ ・ ・	円	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	日	・ ・ ・	円			
	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	日	・ ・ ・	円	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	日	・ ・ ・	円			
正当支給額(計)	日	⑤	円	正当支給額(計)	日	⑤'	円				
④ 過 払 額	④-⑤ 円 ④				④'-⑤' 円 ④'						
4 内払・充当処理をする保険給付金	① 新たに支給することとなった保険給付又は特別支給金の種類（該当する欄所に○印を付す）	イ 休業補償給付 ロ 障害補償一時金 ハ 遺族補償一時金 ニ 葬祭料				ホ 休業給付 ヘ 障害一時金 ト 遺族一時金 チ 葬祭給付				イ 休業特別支給金 ロ 障害特別支給金 ハ 遺族特別支給金 ニ 傷病特別支給金	
		ホ 障害特別一時金 ヘ 遺族特別一時金									
	② 上記保険給付又は特別支給金の支給決定額（内払・充当処理前）	(給付基礎日額)	(支給日数)	①		(給付基礎日額)	(支給日数)	①'			
		円 ×	日 =	円		円 ×	日 =	円			
③ 上記②及び①の過払額について内払処理をする額及び内払・充当未済額（内払・充当処理後の過払額残高）	③				③'						
	今回(回)内払・充当処理をする額 円				今回(回)内払・充当処理をする額 円						
④ 新たに支給することとなった保険給付又は特別支給金の内払・充当処理の支払額	①				①'						
	円 - 円 = 円				円 - 円 = 円						
5 備考	①給付記録票への内払・充当処理状況の記入（特別支給金は除く）の有・無										
	②請求人（申請人）への内払・充当処理をしたことのお知らせの有・無										

〔注 意〕

- 本決議書は二部複写し、一部は請求書・支払原簿に添付し、一部は簿冊として綴ること。
- 数回にわたって内払・充当処理をする場合（休業補償給付・休業給付又は休業特別支給金）、第2回以降は3の②及び③の記載は省略して差し支えない。
- 3の②は過払をした保険給付等について、その給付基礎日額及び過払が生じた期間における当該保険給付等の支払期間、日数、金額等並びに過払を生じた事由を記載すること。ただし、年金の過払額について本省から転居者リスト等により内払・充当額を連絡したものについては、支払内訳は省略して差し支えない。
- 3の③には、過払が生じた期間に対応する当該保険給付の正当な支給額をそれぞれ記載すること。
- 3の④には、合計支払済額から正当支給額を差し引いた額を記載すること。
- 4の②には、内払・充当処理をする前の当該請求又は申請に係る保険給付等の支給決定額を記載すること。
- 4の③には、当該請求（申請）に対して、内払・充当処理をする額、すなわち当該請求書（申請書）の支給決定額から、内払として差し引くこととする額（過払額）を記載すること。また、内払・充当処理後の内払・充当未済額（過払額残高）も記載すること。
- 4の④には、内払・充当による支払額（当該請求書の支払額と一致する額）を記載すること。